

議員全員協議会会議録

(令和5年11月22日)

愛南町議会

愛南町議会議員全員協議会会議録

本日の会議 令和5年11月22日(水)

招集場所 大会議室

出席議員

議長	佐々木 史仁	副議長	鷹野 正志
議員	尾崎 恵一	議員	嘉喜山 茂
議員	池田 栄次	議員	吉田 茂生
議員	石川 秀夫	議員	金繁 典子
議員	原田 達也	議員	中野 光博
議員	山下 正敏	議員	那須 芳人
議員	吉村 直城		

欠席議員

議員 少林 法子

職務のため出席した者

議会事務局長	本多 幸雄	局長補佐	小松 一恵
局長補佐	藤本 吉信		

説明のため出席した者

町長	清水 雅文		
副町長	木原 荘二		
教育長職務代理者 (総務課)	酒井 平雄		
課長	立花 慶司	課長補佐	上田 耕平
係長 (選挙管理委員会)	山口 昌		
課長補佐 (企画財政課)	山下 公久		
課長 (国保一本松病院)	清水 雅人	課長補佐	桑原 真也
事務長 (内海診療所)	近田 幸信	課長補佐	坪崎 健
事務長 (学校教育課)	大間知 伸一		
課長	岩井 正一	係長	松田 純一

(保健福祉課)

課長 中 川 菊 子 課長補佐 本 多 拓 哉

課長補佐 湯 浅 良 彦

(環境衛生課)

課長 山 本 正 文 課長補佐 小 笠 原 和 樹

(商工衛生課)

課長 兵 頭 重 徳 課長補佐 脇 田 弘 樹

本日の議員全員協議会に付した案件

【執行部報告】

- 1 愛南町公立病院経営強化プランについて
- 2 体育館空調整備工事について
- 3 子どもの居場所づくり事業について
- 4 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金:低所得世帯支援枠分（追加）について
- 5 愛南町下水道事業等の設置等に関する条例の制定について
- 6 愛南町再生可能エネルギー導入目標策定支援業務について
- 7 愛南町男女共同参画推進条例の制定について
- 8 ふるさと納税の状況について
- 9 あいなんバス一本松地域2路線の再編について
- 10 あいなんバスで使用する車両への小型ノンステップバスの導入検討について
- 11 選挙公報の条例化について
- 12 愛南町職員の給与に関する条例等の改正について
- 13 地域経済活性化2024春のプレミアム商品券事業について

【議会協議】

- 1 重要案件抽出の協議について
- 2 議会報告・意見交換会について
- 3 議会だより発行準備特別委員会の進捗状況報告について
- 4 議員視察研修について
- 5 その他

開 会 9時00分

閉 会 12時13分

○**鷹野副議長** 失礼します。皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

まず最初に、議長挨拶、お願いします。

○**佐々木議長** 皆さん、おはようございます。早朝よりお集まりいただき、誠にありがとうございます。

本日の協議会は、12月定例に上程予定でございます13議案でございます。十分なる協議をお願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。

それから、本日、少林議員から欠席届が出ておりますので、よろしく願いをいたします。失礼します。

○**鷹野副議長** 続きまして、町長挨拶をお願いいたします。

○**清水町長** おはようございます。議長には招集いただきまして、誠にありがとうございます。何かと御多忙の中、議員の皆さんにおかれましては、御出席をいただきまして、厚くお礼申し上げます。

さて、インフルエンザが全国的に流行しており、宇和島保健所管内では、9月11日の週に警報レベルとなり、現在も警報レベルは継続されております。これから年末年始を控え、人の交流は盛んになる時期となりますが、町民の皆様には積極的なワクチンの接種と、場面に応じた感染予防に努めていただきますとともに、議員各位におかれましても御協力のほどよろしくお願いをいたします。

ただいま御挨拶をいただきましたように、現在議題となっております教育長の委任につきましては、酒井職務代理者に常勤のように勤めていただき、大変御迷惑をおかけしていることから、教育行政の取組に大きな影響が生じることのないように、再度熟慮を行い、適切な提案をしたいと考えております。

本日は子どもの居場所づくり事業や12月定例議会に提案予定の案件など、13件の議案説明や報告を担当課長等からさせていただきますので、御意見等よろしくお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

○**鷹野副議長** それでは早速ですが、執行部報告に移らせてもらいますが、これから先は議長の進行でよろしくお願いいたします。

○**佐々木議長** それでは協議事項に入らせていただきます。

まず1番、愛南町公立病院経営強化プランについて、理事者の説明を求めます。

近田国保一本松病院事務長。

○**近田国保一本松病院事務長** 失礼します。一本松病院の近田です。

愛南町公立病院経営強化プラン（案）の概要について御説明いたします。

最初に、この計画の策定経緯から御説明いたします。

この計画は、令和4年3月に総務省から示された持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインに基づくもので、公立病院を設置する地方公共団体に対し策定が要請されているものです。

計画の内容は、前回計画の病院改革プランの内容を基本的に引き継ぎ、さらに機能分化や連携強化、医師の働き方改革、新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組などを追加しております。

それでは、この計画の概要について説明します。

資料1の1ページを御覧ください。

計画の名称は、愛南町公立病院経営強化プランです。対象期間は令和5年度から令和9年度の5年間となります。

4ページを御覧ください。

町立の診療施設の概要としては、国保一本松病院、福浦出張所、内海診療所、家串出張所、

魚神山出張所の5施設となります。また、一本松病院の病床数は医療型療養病床60床となっております。

5ページから13ページは、愛南町及び周辺地域医療の現状等を分析しています。

14ページを御覧ください。

病院の果たすべき役割・機能ですが、県立南宇和病院では、急性期・回復期の患者を受け入れ、長期の入院患者は一本松病院へと転院する流れができておりました。一本松病院としては、現状の体制を維持し、また、半島部の無医地区への出張診療も継続する方針としています。

15ページを御覧ください。

地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割や機能については、住み慣れた地域で安心して暮らすために、緊急時の入院要請に応じるバックベッドの役割や、在宅介護が困難となった場合の一時的な入院受入れであるレスパイト入院などを通して支援するとしています。

16ページを御覧ください。

機能分化と連携強化について、県立南宇和病院と一本松病院による役割分担ができていますので、その体制を維持していくこととしています。また、県立南宇和病院の医師の宿日直シフトに参加するなど、連携強化等の数値目標の設定をしております。

17ページを御覧ください。

一般会計負担の考え方として、総務省通知による繰出基準を繰出しの原則としています。町独自の繰出規準として、共同使用施設の施設維持相当額とありますが、これは、内海保健センターを共同使用しているため、光熱水費のうち一般会計負担分の繰出金を想定したものです。

住民の理解のための取組としては、ホームページでの公表のほか、策定に当たっては病院事業運営懇話会からの意見聴取、パブリックコメントの実施等を予定しております。

18ページを御覧ください。

医師・看護師等の働き方改革として、医師不足時の確保方策や連続勤務など激務となりがちな医師の負担軽減について記載しています。一本松病院では、救急の受入れをしていないため、医師の業務負担は少ない状況となっております。

19ページから20ページは、経営形態の見直しについて記載しています。基本的には現状維持とし、経営環境や他の要因により必要性が高まった場合に検討するとしています。

21ページを御覧ください。

新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組ですが、新型コロナウイルス感染症拡大時に導入整備した器材等を平時から活用しつつ、管理を行うこととしています。また、感染症対策の人材育成に努めることとしています。

22ページを御覧ください。

施設・整備の適正管理と整備費の抑制ですが、一本松病院では施設の老朽化が進んでいますが、可能な限り長期利用するとして修繕維持を行うとともに、建設に係る部分は環境要因を含めて総合的に判断するとしています。

デジタル化への対応は、医療分野でのデジタル化への浸透状況や利便性向上、業務負担など総合的に検討していくとしています。

23ページから24ページは、経営効率化に向けた数値目標の設定、具体的な取組を掲載しております。

25ページは目標値の一覧を掲載しております。

26ページから27ページは、計画期間内の収支計画を掲載しています。

なお、この計画のパブリックコメントを11月10日から11月30日まで実施していますので、申し添えます。

以上で、愛南町公立病院経営強化プラン（案）の概要について説明を終わります。よろしくお願いたします。

○佐々木議長 説明が終わりました。

これより質疑を受けます。

質疑ありませんか。

石川議員。

○石川議員 一本松病院含めて愛南町の公立病院ということで、ICTといいますか、デジタル化、オンライン診療がかなり遅れているんじゃないかなど。この具体的なところは全然踏み込んでいないんですが、一般会計を2億何がし、ずっとこれを2027年まで繰出ししていくという状況の中で、経営改善という意味で、デジタル化とか、オンライン診療をどんどん取り入れて、この繰出しを少なくする方法はないのでしょうか。

○佐々木議長 近田国保一本松病院事務長。

○近田国保一本松病院事務長 お答えいたします。

先ほどのオンライン診療についてですけど、現在出張診療を行っています福浦出張所についてですが、医師の負担軽減を図る目的で、四国厚生支局長より、令和5年10月1日付で情報通信機器を用いた診療に係る施設基準の許可をいただいております。現在テストでオンライン診療は行っていますので、今後、今からオンライン診療ができる状態であります。

以上でございます。

○佐々木議長 石川議員。

○石川議員 それが経営のほうに寄与するかどうかという質問なんです。

○佐々木議長 近田国保一本松病院事務長。

○近田国保一本松病院事務長 お答えします。

病院としては、外来の収益というのは非常に少ない状況でございます。ほとんど入院の収益となっていますので、オンライン診療をやっても、収益が上がるということでは、そこまではないです。

以上です。

○佐々木議長 石川議員。

○石川議員 25ページの別表1なんです、この病床利用率が、令和4年、5年と、71.8と73.1なんです、2027年には86.4になっているんですが、これ何か根拠はありますか。

○佐々木議長 近田国保一本松病院事務長。

○近田国保一本松病院事務長 入院の患者、1日当たりの患者数なんですけれど、令和6年、46、令和7年、48、令和8年、50、令和9年、52と上がっていくだろうというふうに想定していますので、病床利用率がちょっとずつ上がっている状況でございます。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 それでは、ないようなので1番を終わりたいと思います。

それでは、2番の体育館空調整備工事について、理事者の説明を求めます。

岩井学校教育課長。

○岩井学校教育課長 学校教育課から、体育館空調整備工事について説明いたします。

資料2を御覧ください。

まず、1の目的としましては、近年夏場の体育館は熱中症になる危険性が極めて高い場所となっております。体育館のエアコン設置率は全国的にもまだまだ低いのが現状です。本町においても、一本松交流促進センターとB&G海洋センターに設置されておりますが、学校施設の体育館としては設置されておられません。また、体育館は、災害発生時において地域の避難所に

も指定されており、換気等についての対応をする必要があります。このたび、企業版ふるさと納税を活用して、熱中症対策や防災拠点機能の充実のために、体育館空調の導入の促進を図るものであります。

続いて、体育館空調整備の経緯について説明いたします。

2の企業版ふるさと納税につきましては、本町の観光親善大使に任命されました小島和人氏が代表取締役社長を務める高砂熱学工業株式会社から今年11月中にリリースされます最新の体育館用の空調機フレッシュクール8台を、城辺中学校体育館に企業版ふるさと納税の物納をする旨、事前の申込みをいただいております。

寄附総額は、相当額は約2,000万円程度になる見込みですが、工事等については町が行う必要があります。

2ページ目の別紙1を御覧ください。

フレッシュクールについての参考資料をお示ししております。

このフレッシュクールは、置換空調という空調方式で、床上2メートル程度のみを冷やすことで空気の層をつくり、その密度差を利用し換気を行うものです。冷房機能、換気機能、省エネ機能、安全性など優れた点が見られます。

3のイニシャルコストですが、フレッシュコールの機具がない場合のイニシャルコストと、参考に平成15年に施工した一本松交流促進センターの空調工事についてお示ししております。

4のランニングコストになります。これは電気料等になりますけれども、これはカタログスペックでの計算にはなりますが、夏場のひと夏当たりの電気料は約15万円を見込んでおります。

1ページにお戻りください。

3の高砂熱学工業の空調実績についてですが、先月22日に民放のテレビ番組「がちりマNDER！！」で100周年なのに知らない会社として紹介されており、小島社長も出演されておりました。お示しのとおり、東京ドームとか渋谷ヒカリエ、また国立競技場をはじめ多数のランドマークの空調工事に携わっております。

4の概算見積りにつきましても、高砂熱学工業からいただいております、概算の工事費で約3,000万円から4,000万円程度ということになっております。これは物価高騰がまだまだ続きそうなどころがありますので、このちょっと幅を読んでもらっております。

4ページ目の別紙2を御覧ください。

施工の工種を記載しておりますが、こちらの間接工事費や消費税については各工事に案分して含めております。最近の物価上昇等も含めまして4,000万円程度になるのではないかと予想しております。

なお、財源についてなんですが、この工事の財源については、下になりますけれども、緊急防災・減災事業債を充てることができるということで、その予定にしております。財源のシミュレーションを行ったところ、必要となる一般財源は、これ10年間の返済になるんですけども、約7割程度の交付税措置がありますので、実質1,000万円程度ではなかろうかというふうに考えております。

再度、1ページにお戻りいただきまして、5の12月補正予算要求ですが、工事の概算見積額に本来必要であるはずの機器類を含めた概算工事費約6,000万円程度までで済むと思うんですけども、実施設計委託料を算定し、見積りいただいている委託料279万4,000円を計上する予定にしております。

6のスケジュールについては、12月補正で実施設計委託料を計上いたしまして、また来年度の企業版ふるさと納税をいただける旨の覚書を高砂熱学工業さんと締結したいというふうに考えております。令和6年度当初に企業版ふるさと納税の正式な申出をいただき、速やかに

着工し、夏中に供用開始ができたというふうに考えております。

その後の実証効果なども、学校と連携してやっていきたいというふうに考えております。

以上、説明といたします。

○佐々木議長 説明が終わりました。

これより質疑を受けます。

質疑ありませんか。

石川議員。

○石川議員 城辺中学校ということで、隣接したところに小学校もあるわけなんですけど、中学校に選定した理由は何かありますでしょうか。

○佐々木議長 岩井学校教育課長。

○岩井学校教育課長 まず、中学校は部活がありますので、使用頻度が愛南町内でも城辺中が一番高いところがございます。それとあと、場所もこちらから近いということもあって、実証の検証なども連携が取りやすいということを考えております。

それとあと、今、御指摘いただいたように、小学校とか保育所も近くにありますので、またそういったところも、体育館が空いているときは何らかの活動に使用できるのではないかと、いうことを想定しております。

結果的にではあるんですけども、小島社長の母校でもあるというところもあつたりします。以上でございます。

○佐々木議長 ほかに質疑。

原田議員。

○原田議員 城辺中学校の体育館は、夜間、町民の方が結構使用されとると思うんですけど、その場合も空調設備は使用しても構わんということですかね。

○佐々木議長 岩井学校教育課長。

○岩井学校教育課長 現段階のところ、また担当課とも相談はするんですけども、全て使っていただきたいというふうに考えております。

○佐々木議長 ほかに質疑。

嘉喜山議員。

○嘉喜山議員 実証しながら、今後検討していくということなんですけど、ということは、結果がよければ、今後ほかの学校にも広げていくということでもいいのかということと、これ音について書かれていないんですけど、音は大丈夫なんでしょうか。

○佐々木議長 岩井学校教育課長。

○岩井学校教育課長 今後についても、効果が高いところであるようですと、ぜひ広げさせていただきたいというふうには考えております。それで、先ほどの財源のことも少し触れましたが、財源も先ほどの緊急防災・減災事業債を活用できると考えていますので、約3割の、ふるさと納税が、物納がなかったとしても、3割程度の費用でやっていけるのではないかと、いうふうに考えております。

あと音に関しても、実際につくばみらい市の実証実験の現場、そしてまた東京ビックサイトで行われた展示会にも施設担当者が行きまして、非常に静かであるというふうに確認しております。

以上です。

○佐々木議長 ほかに質疑ありませんか。

池田議員。

○池田議員 今の嘉喜山議員と関連してなんですけど、当然高砂熱学さん、専門業者なんで、今回設置を計画されとる台数についても、つくばの実証実験とかそういう計算をしながら決められたと理解してよろしいでしょうか。

○佐々木議長 岩井学校教育課長。

○岩井学校教育課長 このお話を頂いたときに、いろいろやり取りしまして、実際に技術者も会社から5人来られまして、現場を確認した上で、工事の仕方とか、そういった台数を見ております。

以上です。

○佐々木議長 ほかに質疑ありませんか。

吉田議員。

○吉田議員 同じような形なんですけど、これ避難所として城辺中学校を使うと思うんですが、現在水銀灯が使用されているんですけども、かなり古い設備になると思うんですが、これは、すみません、関連ですけども、これは変更される計画はあるんでしょうか。

○佐々木議長 岩井学校教育課長。

○岩井学校教育課長 個別施設計画、長寿命化計画の中でLED化はしていく方針であります。これは、こちらに限らず、どこの学校施設においてもLED化っていうのは必要だというふうに考えております。

○佐々木議長 ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

那須議員。

○那須議員 来年の5月に入札ということなんですけれども、町内業者でこれは工事はできるんですか。

○佐々木議長 岩井学校教育課長。

○岩井学校教育課長 工事を物納と工事を分けたのは、町内業者も参加できるようにという配慮が高砂熱学さんのほうからもありまして、町内業者も当然入札には参加できるということで、前提で進めております。

○佐々木議長 よろしいですか。ほかにありませんか。

池田議員。

○池田議員 すみません。そしたら、実施設計のほうは高砂熱学さんがやられるということですか。

○佐々木議長 岩井学校教育課長。

○岩井学校教育課長 先ほど御紹介させていただいたように、事前のお見積りは高砂熱学さんがしていただきましたが、実施設計は当然一般入札で行います。地元の業者も参加することができます。

以上です。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 補助整備、いいと思うんですけど、これ設置することによってB&Gも冷房つけて電気をたくさん使うようになっているんですけど、環境衛生課のほうで今まさにCO₂の削減についてプランニングしていますが、断熱工事も僅かですけど、一応入っているんですけど、これの内容とその効果について、断熱すごく大事だと思うので、どのような内容でどんな効果があるのか、教えてください。

○佐々木議長 岩井学校教育課長。

○岩井学校教育課長 細かいところはまた実施設計等になっていくんですけども、このフレッシュクール自体が、断熱材をさほど必要としない、国が補助対象にしているものはかなりの断熱材を使用しないと難しいような工事らしいんですけど、これは非常に効果が高いと。先ほど言った、御説明させてもらったように、独自の置換空調という、あの図面見ていただけたらと思うんですけども、2ページの性能のところ、こういった流れで冷房、暖房されていくかというのが図で示されておると思いますが、こういった形の全く最新型といいますか、本当に日本で初というような形になっているというふうに考えております。

以上です。

○佐々木議長 ほかにありませんね。よろしいですか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 それでは、2番を終わりたいと思います。

それでは、3番の子どもの居場所づくり事業について、理事者の御説明を求めます。

中川保健福祉課長。

○中川保健福祉課長 保健福祉課から、子どもの居場所づくり事業について報告いたします。

1の子どもの居場所づくり事業につきましては、以前にも御説明いたしましたが、愛南町では関係機関が連携し、子育て支援を行っていますが、子供たちを取り巻く家庭環境や経済状況の問題は、多様化・複雑化しており、子供たちが安心して過ごせる居場所の整備や、家庭力をサポートするための基本的な生活・学習習慣の支援、また、体験活動などの機会を通して、地域や社会との関わりなどの支援の必要性が高まっております。そこで、今回B&G財団が、子ども第三の居場所事業を全国に拡大するため、募集を行っていたことから、この事業を活用して取り組みたいと考え進めております。

前回からの進捗状況としましては、岡山県奈義町、京都府南丹市及び大分県杵築市へ先進地視察を実施させていただきました。視察では、施設の整備の状況や運営状況などを確認させていただきました。

聞き取りの中で、子どもの居場所を利用する子供たちが、社会参加の場でも自主的に活動できるなどの変化が見られるようになってきたというような状況であったり、子どもの居場所が子供たちを中心に、地域をつなげる場にもなっているとの成果についても聞くことができました。

また、次にありますように、先進地視察の内容を参考にした概算設計成果イメージを添付させていただきます。

2の予算についてですが、令和6年度施設整備、令和7年度運営開始に向け、今年度の12月補正予算で概算設計を基に実施設計委託料を計上させていただきたいと考えております。

最後に今後のスケジュールですが、B&G財団の助成金交付手順等も踏まえ、令和5年度、6年度を準備等整備期間として設計委託料や建設工事費等を、令和7年度から事業運営を行うため事業運営委託料や施設の維持管理費等の予算措置を考えております。

以上、子どもの居場所づくり事業についての報告を終わります。

○佐々木議長 説明が終わりました。

これより質疑を受けます。

金繁議員。

○金繁議員 一般質問でも2回ほど質問させていただいたんですけど、そのときも聞きました運営主体は、どうなりましたでしょうか。それから、これも聞きました、3年後のB&Gの補助金がなくなったとき、予算をどのように考えているか。町の一般財源から出さないといけなくなりますよね。それについてどのようにお考えか。

それからもう一つ、これも聞きました。子供、保護者の意見。こども基本法にも関わりますけれども、特に遠方の内海とか一本松とか、西海の子供たちが本当にここを利用するのか、保護者の人たちに利用意向があるかどうかを調査したかどうか。それから支出は年間約1,600万円とありますけれども、ここは、この中に委託料とか書いてありますけど人件費が入っていないんですけど、人件費についてはどのようにお考えか。以上4点ですかね、お願いします。

○佐々木議長 中川保健福祉課長。

○中川保健福祉課長 運営主体につきましては、今後にはなるんですけども、また委託業者と来年度夏頃に、夢創造館と一体的に事業を実施ができるよう、展開できるようにというふうな形で考えておりますので、そこも含めて、どういった委託業者を選定するかといったところを検討してまいりたいと思っております。

それから3年後の予算についてですが、開設後3年間はB&Gのほうで助成金があります。それ以降は子どもの居場所臨時特例事業のほうがありますので、そちらのほうで、国2分の1、県4分の1、町が4分の1を負担することになります。そちらのほうで運営をしていきたいと考えております。

そして、子供、保護者の意見につきましては、直接この子供たちが利用するであろうといったところの意見というところでは聴取はできておりませんが、放課後児童クラブの子供たちに、どういった施設、将来どういった大人になりたいか、なりたい自分であるためにどういった居場所が求められるかといったようなところを子供たちにアンケートをしております。

そして、保護者のところにつきましては、直接ではありませんけれども、子供たちに関わる支援を現在している方々に対して、先日説明会を行っております。その中で、そういうこの施設を利用するであろう生活に困窮している家庭のお子さんであったりとか、少し生活に配慮を要するお子さんがどういった配慮が必要か、どういった施設であればいいかといったようなところを、実際関わっている関係者の方から御意見を頂いております。

あと遠方からの利用に関しましても、その点につきましては現在も検討している段階ではあるんですが、3か所視察に行かせていただいている中でも、その辺りは課題とされているところも多くて、利用調整の中で、お子さんがどれぐらいの頻度を使えばいいかっていう辺りで利用調整をしながら、可能な形で送迎をしていっているところが多くありましたので、町のほうでもそういった形を取り入れながら、使いたいお子さんが使える形で送迎のほうを行ってまいりたいと思っております。

それから支出につきましては、年間約1,600万円でコスト計算のほうをしておりますけれども、人件費につきましては、そちらのほうも委託料の中にも含める形で考えておまして、約1,300万円程度になりますけれども、そちらの中で人件費含む形で考えております。

以上です。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 再度聞きます。

運営主体については、今後、委託業者を選定していきたいということなんですけど、これできたらやりたいと、これが完成したらやりたいと手を挙げているというか意思表示しているような業者が実際にあるのかどうか、一つ。それから、3年後の予算について国の臨時特例事業費ですか、交付金ありますけど、これ必ずしももらえると決まっているわけではないですよ。それから国のことなので、いつまで続くのかも分からないということなんですけど、異次元の子育て支援とってあまり進んでいないんですけど、これがいつまで続くのかも分からないので、そうなったときのため、町としては、これ一般財源を使う覚悟でやっているのかどうか、これ町長にお答えいただいたほうがいいと思う、本会議で聞いてもいいですけど、という点が一点。これもどこも、これどういう、同じこの子どもの居場所づくり、B&Gからお金もらって建てたというところで、やっぱりその4年後の、3年経過した後の補助金がなくなった後のやっぱり財源が一番の課題ですとはっきりおっしゃっているところたくさんあるので、やっぱりそこは真剣に考えたほうがいいですよ。補助金があるからって、安易に——安易と言ったら失礼かもしれませんが、しっかりとやっぱり考えておかないといけないと思います。

それから子供と保護者の意見について、結局は遠方にいらっしゃる、住んでいらっしゃる保護者や子供には直接利用したいですか、する予定はありますかというのを聞いていないということですよ。やっぱりそこをしっかりと聞かないと、そもそもこの御荘のど真ん中の一つだけ、第三者の居場所をつくる必要性が、やっぱり町民に説得性持てないんですよ。実際町民からたくさんこんな中心につくってもらったって、私ら行けんけんという、遠くの子は使えないっていう声はたくさん出ているので、やっぱりそこはストレートにちゃんと聞いてから町民

に必要性を説得できる材料を持って企画を出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。もう一度、お伺いします。

○佐々木議長 中川保健福祉課長。

○中川保健福祉課長 運営を行う手挙げしているような事業所があるかというところですけども、先日説明会を行ったところ、11事業所の方が参加をさせていただいております。実際その中で、どこが手挙げをしてくださるかというところはまだ分かりませんが、こういう形で事業をしていきたいというところで御説明をさせていただいております。その中で、また今後その可能性であったり、こういったところというような御説明をしながら、事業者の選定をしていきたいと考えております。

それから3年後の財源につきましては、国のほうも居場所づくりといったところに力を入れておりますので、国のほうの事業がいつまで続くかといったところもありますけれども、その事業を利用していききたいというところと、もしそこがなくなったとしても必要性のところは、関係者も含め、この事業が必要といったところの共有は先日も取れましたので、そちらについては、御理解いただきながら一般財源の中でやっていきたいというふうに考えております。

そして、遠方の利用についてというところではありますけれども、今、既に放課後児童クラブ等を利用している方など、今、サービスを受ける中で何か特に困難がない場合は、もうそちらの事業でよろしいかと思っております。今の資源の中でうまくいかないお子さんたちを優先的に、人数的にも限られますので、そういう中から利用につながるような調整会議を開いて、その一人一人のお子さんに対する支援が必要かといったところも含めて、検討していきたいと考えているところです。

ですので実際、遠方の方に利用しますか、しませんか、利用できますかっていうようなところ、したいですかといったところは、まだ実際聞ける段階ではありませんけれども、必要性のあるお子さんが利用する際には、その頻度であったり、回数的なところも含めて、利用調整をしながら可能な限り大勢の方のサービス利用につながるような形で、遠方の方も利用できるように送迎をしてまいりたいと思っております。

○佐々木議長 よろしいですか。

石川議員。

○石川議員 この施設の収容可能人員、それと個別対応ができるのかどうかということをお聞きしたいんですが、確かに今、不登校ということが愛南町でも問題となっておりますので、こういう居場所づくりは、教育の機会をできる限り増やすという意味ではいいと思うんですが、ただし、その個人個人の生徒さん、児童さんが、いろんな事情があって、多分学校に行きたくないとかいう方もいらっしゃると思うんですが、そういう面において個別対応もできるのかどうか、お聞きします。

○佐々木議長 中川保健福祉課長。

○中川保健福祉課長 利用の人数の想定としては、約30名を予定しております。最大30名で一度にということではなく、最大30名というところで考えております。

ほかの視察に行ったところでも、六、七人であったり、10人程度といったようなところで、登録は大勢の方が登録しておりますが、1日の利用数というのが10名程度というところ、五、六人とかっていうところでされておりましたので、収容可能最大30名といったところで考えています。

それから個別対応につきましては、その不登校も含め個別の計画もそれぞれのお子さんに対して支援する計画の内容というのも立てた上で、配慮しながら支援していくような形になっておりますので、個別の対応をしながらやっていくことになっております。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですか。

池田議員。

○池田議員 3ページの参考資料の中で、3ページの2の③に各関係課等が実施している事業を見直し、集約等を行うためという文言があるんですが、これは、もうちょっと具体的にはどういうことなんでしょうか。

○佐々木議長 中川保健福祉課長。

○中川保健福祉課長 保健福祉課のほうでひとり親家庭の学習塾をやっておりましたり、生涯学習課のほうで夏休み子ども教室、あと社協のほうに委託しておかえり子どもクラブを行っているんですけども、その辺りを子どもの居場所づくりの中で集約した形で行う予定で考えております。

○佐々木議長 池田議員。

○池田議員 その集約によって、利用者の方々の利便性が阻害されるということはないんですか。

○佐々木議長 中川保健福祉課長。

○中川保健福祉課長 そうですね、利便性という点では特にこの場があるというところで、拠点として利用していただけるかと思っておりますし、それ以外の今ある放課後児童クラブであったり、子供塾であったり、子ども支援センターのほうで利用されている方も、併用でこの居場所のほうを利用していただけるというところで、利用する機会、利用する場所が増えるといったところでは、利便性も向上するのではないかと考えています。

○佐々木議長 よろしいですか。

ほかにありませんね。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 それでは、3番を終わりたいと思います。

続きまして、4番、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金：低所得世帯支援枠分（追加）について、理事者の説明を求めます。

中川保健福祉課長。

○中川保健福祉課長 続きまして、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金低所得世帯支援枠分（追加）について御報告いたします。

この事業は、物価高に最も苦しんでいる低所得者、住民税非課税世帯に対して、臨時的な給付措置として、1世帯当たり7万円を給付するものです。事業費につきましては、全額国庫負担です。申請期限は、令和6年3月29日を予定しております。

支給対象につきましては、基準日は令和5年12月1日予定で考えております。その時点において、愛南町に住所があり、令和5年度住民税が非課税である世帯が対象となります。給付額につきましては、1世帯当たり一律7万円です。

給付方法につきましては、基本的な取扱いは、今年度実施した3万円の給付金と同様に、確認書の返送を求めない形のプッシュ型での給付で、本年度3万円の給付金の対象外の方につきましては、確認書の往復による給付で行いたいと考えております。

予算についてですが、予算額は、予算名称としては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金で計上いたしますが、令和5年度住民税非課税世帯4,300世帯を想定し、給付金は3億100万円、事務費につきましては131万9,000円を見込んでおり、事業総額として3億231万9,000円を計上します。

今後のスケジュールにつきましては、対象者の精査を速やかに行い、年明け1月中の通知を予定しております。

以上で、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金についての説明を終わります。

○佐々木議長 説明が終わりました。

これより質疑を受けます。

質疑ありませんか。

池田議員。

○池田議員 まだ、制度の細かいところが決まっていないというところは理解しますが、なるべく早く低所得者世帯の方々の手元に届けることが大切だと思いますので、決まり次第、なるべく早く執行をお願いしたいと思います。

本来は、年末の支給が理想だとは思いますが、種々の理由があるかと思います。少なくとも1月の、ちょっと今の日程の説明では無理だと思いますが、なるべく早い支給の開始をお願いします。

○佐々木議長 中川保健福祉課長。

○中川保健福祉課長 ありがとうございます。なかなか国のほうから詳細が未定の部分がありますので、確定ではありませんが、なるべく早い支給を目指して文書等の通知等行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですか。

金繁議員。

○金繁議員 これ全額国庫負担ということなんですけど、これは臨時交付金とは別に、この低所得者に支給する交付金として、この3億円余りが頂けるということでよろしいのでしょうか。

○佐々木議長 中川保健福祉課長。

○中川保健福祉課長 低所得でありますので、別の形で交付されます。

○佐々木議長 ほかにありませんか。

石川議員。

○石川議員 これ1月中に対象者に通知して、申請期限が来年の3月29日ということなんですけど、これ給付はいつ頃を考えられておるんですか。

○佐々木議長 中川保健福祉課長。

○中川保健福祉課長 1月の中旬ぐらいが発送の予定になるかと思うんですけれども、その発送の後、2月の中旬頃を目指して作業を行いたいと考えております。

○佐々木議長 尾崎議員。

○尾崎議員 今朝の愛媛新聞で低所得世帯に一律7万円の支給ということで、多分このことやと思うんですが、その中で国のほうでは、年内に支給をしたいというような文言があったようなんですけれども、この点についてはどうなんでしょうか。

○佐々木議長 中川保健福祉課長。

○中川保健福祉課長 年内につきましては補正予算が通ってからの準備になりますので、年内の通知といったところも難しいのと、あとその今年度3万円を受給した方につきましては、対象者が分かっておりますので、特に拒否をされる方であったり、振込先の変更をされる方以外は、プッシュ型で通知が、支給することができるんですけれども、それ以外の3万円の受給以外の方につきましては、口座の確認であったりの作業が必要になりますので、少し年内というところには難しいと考えております。

○佐々木議長 池田議員。

○池田議員 よく分かりましたが、プッシュ型でできる方は、できる方から、なるべく早くお願いしたいと思います。

以上です。

○佐々木議長 ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ないようなので、4番終わります。

暫時休憩いたします。

10分間休憩いたします。10時5分再開いたします。

(休憩)

○佐々木議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの電力の補足説明、ガスの補足説明を清水企画財政課長よりお願いをいたします。
清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 先ほどの、電力・ガス・食料品等の関係の補足説明をさせていただきます。

支給対象を令和5年度住民税が非課税である世帯としておりましたが、これまた国の制度が確定していなくて、非課税世帯であっても扶養世帯、課税世帯の扶養に取られている世帯の方には、これ対象外になる可能性がございます。可能性でございますが、予算としては非課税世帯ということで4,300世帯を組ませていただきますが、これは予算計上後、対象者が変わる可能性がございます。それでもし変わったとしても、本日追加になっておるプレミアム商品券の対象にはなりませんので、そのことを御報告させていただきます。

以上です。

○佐々木議長 ありがとうございます。よろしいですかね。

それでは5番の、愛南町下水道事業等の設置等に関する条例の制定について、理事者の説明を求めます。

山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 それでは、愛南町下水道事業の設置等に関する条例の制定について、資料5に沿って、簡単ではありますが御説明いたします。

まず、1の趣旨についてですが、本条例は総務省からの通知により、令和6年度から、小規模下水道管理事業及び町営浄化槽整備推進事業について、地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計を導入することに関し必要な事項を定めるため、新たに制定するものでございます。

続きまして、2の条例の内容についてですが、資料2ページを御覧ください。

第1条では本条例の趣旨を、第2条では下水道事業の設置を規定しております。第3条では法の財務規定等の適用として、法第2条第2項に規定する財務規定等を令和6年4月1日から適用することを規定しております。

第4条では経営の基本として、第1項では運営目的を、第2項では各集落排水施設の名称、位置及び処理区域を、第3項では町営浄化槽推進事業の処理区域を規定しております。

第5条では利益処分の方法及び積立金の取崩しとして、第1項では利益をもって欠損金を埋め、なお残額があるときは、その残額の20分の1を下らない金額を減債積立金または利益積立金として積み立て、残額が議会の議決を経て、建設改良積立金に積み立てることができることを、第2項では積立金の科目と目的を、第3項では使用した積立金の額に相当する金額を資本金に組み入れられるものとするを、第4項では前2項の規定に関わらず議会の議決を経た場合については、目的以外の用途に使用することができることを規定しております。

第6条では資本剰余金として、第1項では毎事業年度生じた資本剰余金は、当該内容を示す名称に付した科目に積み立てなければならないことを、第2項では利益積立金をもって欠損金を埋めてもなお欠損金に残額があるときは、議会の議決を経て、当該残金に相当する額を取り崩して処分することができることを定めております。

第7条では重要な資産の取得及び処分として、法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない資産の取得及び処分は、予定価格700万円以上の不動産もしくは動産の買入れもしくは譲渡または不動産の信託の受益権の買入れもしくは売払いを規定しております。

資料3ページを御覧ください。

第8条では議会の同意を要する賠償責任の免除として、法第34条において準用する地方自治法第243条の2の8第8項の規定により、職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合と規定して

おります。

第9条では会計事務処理として、法第34条の2ただし書の規定により、各号に掲げる会計事務の権限は会計管理者に行わせるものと定めております。

第10条では議会の議決を要する負担付きの寄附の受領額等として、法第40条第2項の規定に基づき、条例で定める議会の議決を要する事項は、負担付きの寄附または贈与の受領で、その金額またはその目的物の価格が500万円以上のもの及び法律上、町の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る金額が200万円以上のものとするものと規定しております。

第11条では業務状況説明書類の作成を、第12条では委任を規定しております。

附則として、第1項では本条例は令和6年4月1日から施行するものとし、第2項では愛南町特別会計条例を、第3項では愛南町営浄化槽整備推進条例を、第4項では愛南町小規模下水道条例をそれぞれ一部改正することとしておりますので、資料5ページの新旧対照表を御覧ください。

まず、愛南町特別会計条例の一部改正については、この条例の制定に伴い、第1条第4号及び第5号を削り、第6号から第8号までを2号ずつ繰り上げております。

次に、愛南町営浄化槽整備推進条例の一部改正については、この条例の制定に伴い、第1条から第3条までの不要な文言を削り、第4条の字句を改めます。

最後に、愛南町小規模下水道条例の一部改正についても、この条例の制定に伴い、第1条から第3条までの不要な文言を削り、第4条及び第13条の字句を改め、別表第1を削り、別表第2を別表に改めます。

続きまして、3の料金改定についてですが、令和3年度の愛南町議会産業厚生常任委員会で、集落排水施設の現状と課題について調査が行われ、経営環境の改善のため、両事業を一つの事業として捉え、応益負担の見地からも使用料金の均一化を行い、早急に収益の改善に着手すべきであるとの提言がありました。このこともあり、町長から愛南町環境審議会に対して適正な料金等について諮問がありましたので、現在審議会において料金適正化等の検討を進めております。

担当課としましては、昨年度から実施しております料金改定支援委託業務での内容を基に、審議会で説明及び協議を行っており、10月末までに3回会議を開催し、各委員会委員からの意見を聴取しながら、答申に向けて協議を進めております。

なお、直近の第3回での協議内容としましては、料金改定内容の検討として、改定率をはじめ、水量制による料金均一や、均一化に伴う収益状況を協議しておりますが、委員から様々な意見があり、今現在その意見を集約して、次回の審議会に改めて事務局案の資料を提出し、より深く協議していきたいと考えております。

最後に、4の今後についてですが、先ほども御説明しましたが、本条例は、地方公営企業法への移行に伴う令和6年4月1日からの施行とすることを考えております。また、料金改定や時期につきましては、物価高騰など近年の社会情勢の変化や、改定するに当たり住民への周知期間などを考慮しながら、適正な料金及び時期について協議を進めてまいりたいと考えております。

以上、簡単でございますが、資料5、愛南町下水道事業の設置に関する条例の制定についての説明といたします。

○佐々木議長 説明が終わりました。

これより質疑を受けます。

質疑ありませんか。

那須議員。

○那須議員 3月の当初予算のときは、特別会計のままで置いてあって、4月から企業会計に移る

ということなんですかね。

○佐々木議長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 お答えします。

令和6年度から公営企業会計に入りますので、令和6年度からは、病院や水道と同じような会計にして、浄化槽と下水道の予算はなくなるような形になります。一つの会計となります。以上です。

○佐々木議長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ほかにないようなので、5番を終わりたいと思います。

続きまして6番、愛南町再生可能エネルギー導入目標策定支援業務について、理事者の説明を求めます。

山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 続きまして、愛南町再生可能エネルギー導入目標支援業務について、資料6に沿って、簡単ではありますが御説明いたします。

まず1の目的についてですが、本業務は、本町において2050年カーボンニュートラルに向けた取組を推進していくため、本町の再エネ目標や、その目標を達成するために必要となる意欲的な脱炭素の取組や施策の実施方法、また体制構築の検討を行うことにより、これらを踏まえた計画の策定を目的としております。

続きまして、2の業務内容についてですが、まずは本町の自然的経済的社会的条件を踏まえ、基礎情報の収集や現状分析をはじめ、再生可能エネルギーに関する調査などにより、必要な情報の分析を行い、将来の温室効果ガス排出量に関する推計をまとめるとともに、2050年までの脱炭素社会の実現及び本町のあるべき将来像を見据えた再エネ導入及びそのほかの脱炭素に資する目的における将来ビジョンなどについて作成することとなっております。

続きまして、3の進捗状況についてですが、現在、10月末まで委託業者と3回の打合せ・協議を実施しており、これまで温室効果ガス排出状況、本町の再生可能エネルギーポテンシャル調査のほかに、将来の温室効果ガスの排出量に関する推計作業を進めており、これらのデータをまとめ、作成した資料を基に学識者へのヒアリングを実施し、意見を伺い、指摘箇所などを修正した上で、町脱炭素推進本部会議を開催して関係各課から意見を聴取し、さらにブラッシュアップした報告書の作成に努めていきたいと考えております。

また、住民ワークショップの開催をはじめ、住民アンケート調査を実施することにより、幅広く住民からの脱炭素における意見等を報告書に反映していきたいと考えております。

最後に、4の今後についてですが、最終的な報告書、成果の提出につきましては、改めて再度、学識者などのヒアリングでの意見をはじめ、住民によるワークショップやアンケート調査の結果、また脱炭素推進本部会議などの意見を集約・取りまとめを行い、それらの意見を反映した報告書にしていきたいと考えております。

なお、資料2ページには、本業務における温室効果ガスの排出状況整理図1、エネルギー事業に対する再エネ導入ポテンシャル図2、脱炭素シナリオと削減目標図3を記載しております。

まず、図1では、本町の部門別の排出量割合として、建設業や農林水産業などの産業部門が31%と最も多く排出しており、次に家庭部門の25%、旅客自動車などの運輸部門の23%、サービス業などの業務その他部門の19%と続く結果となっております。

また、図2では、本町のエネルギー消費量の約3.6倍もの太陽光や風力などの再エネ導入ポテンシャルがあり、再エネで賄うことが十分可能であると考えられます。

最後に、図3では、2030年削減目標の達成のため、エアコンや電灯などの電気設備や給湯器等の熱利用機器の効率化などを実施し、さらに2050年の目標として、カーボンニュー

トータル達成に向け化石燃料の使用を減らし、可能な限り再エネ導入、さらなる省エネなどに取り組んでいきたいと考えております。

以上、簡単でございますが、資料6の愛南町再生可能エネルギー導入目標策定支援業務についての説明といたします。

○佐々木議長 説明が終わりました。

これより質疑を受けます。

質疑ありますか。

金繁議員。

○金繁議員 こうやって事前に説明していただいてありがたいです。また、町民の意見を幅広く聴取していただいて、素晴らしいと思います。

幾つかお聞かせください。

4点あるんですけど、1つは2ページ目のグラフなんですけどちょっと見えにくくて、円グラフ、愛南町におけるこれ産業部門、農林水産と建築などがあるんですけど、グレー部分が建築で、でも31%だとちょっと合わないんですね。ちょっと拡大して文字がぼやけてしまうので、産業部門の内訳を教えてください。

2点目は、タイトルが、議会への説明資料としては、再生エネルギー導入目標策定と書いてあるんですけど、これ計画的な目標はカーボンニュートラルですよ。2050年の、もっと放出する、これタイトルだけ見ると、再生エネルギーががんがん入れますだけのように読めるので、やっぱり究極の国が目指すところに愛南町も沿ってやるわけですから、2050年までに愛南町もカーボンニュートラルを目指す計画であるということを明記していただきたいと思います。町民に対してもぜひそういうふうをお願いします。

それから3点目は、水産課などは既にブルーカーボンなどに取り組んでいて、もう全国的にも先進的な取組をしています。結構ね、全国的にも話題になってきているようですけども、愛南町でその産業部門の農林水産に占める割合が結構大きそうなので、できることたくさんあると思うんですけども、各課との連携、農林水産との連携はどういうふうにしていくおつもりかというのが3点目。

それから、再生エネルギーもポテンシャル大きいと思うんですけども、特に私は小水力とかを、メガではなくて、小水力とか持続可能な再生エネルギーを導入していただきたいと思っているんですけど、一方で既にあそこにもメガ風力できてしまっていますけれども、町民の方たちの騒音とか、低周波被害、それから豪雨のときの土砂災害とか生命に対する危険も生じています。裁判にも愛南町もなっています。

これについて、以前より議会から再生エネルギーの推進と、一方で町民の生命・財産に対する脅威とのバランスを図るよう条例をつくるようにという要請を出してきていると思うんですけども、それについてはどうなっているのか。先頃、国会でも環境委員会で、全国的に条例をつくる自治体が増えてきて、もう200を超えたという話も出ておりました。愛南町の取組、その後どうなっているのか。

以上4点お願いします。

○佐々木議長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 まず1点目の円グラフの関係で、確かにちょっと見づらかったんですけど、一応愛南町の26%、ねずみ色というかグレーの、その手前の部分も含めた形の31%になるかとは思いますが。四捨五入の関係もちょうとあるんですけど、そこに建設業や農林水産業、そこら辺の兼ね合いが入っております。耕運機とか漁船とか、それも全部含めて、建設でしたらコンボとかそういうのも含めた上で、全体的に産業部門は31%という形で、これで計算すると30.4%なんですけど、大体産業部門は30%、31%という形で今、データのほうは集約しております。

2050年度への将来、確かに策定業務とはなっているんですけど、今この情報分析をしておりまして、今後、これに対する2050年に向けた愛南町のあるべき姿の将来ビジョンのほうを、これを基に今作成しておりますので、それらもまた今度また皆さんに情報共有できたらなという形を考えております。

またブルーカーボン、Jブルークレジット、この件につきましても、ある程度のこの報告書、ある程度いうたらこの12月中ぐらいですね、先ほど言いました本部会議のほうを開いて各課の情報を共有した上で、こういうような情報がありますと、これも学識者の愛大の中原先生のほうにもちょっと一応お願いして、そういうような情報を頂いております。愛南町の資源はJもしくはJブルーか、の部分がありますので、それも取り入れたらどうでしょうかというような御意見も頂いておりますので、それを今現在修正しながら、今ちょっと報告書の作成のほうに努めております。

最後に条例の関係なんですけど、これも産業厚生常任委員会のほうで今ちょっと宿題のほうを頂いております。今、国の動向を見ながら、条例改正の方向はどうするべきかをちょっと担当課としても考えておりますので、もうしばらくそこら辺はまた・・・状況ではありますけど、国の動向を精査しながら、条例改正が進めていければなという考えではあります。

以上です。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 すみません、各課との連携をどうするかというの、ちょっとすみません、理解し難かったですけど、水産課のように進んでいる課もあれば、そうではない課もあると思うんですけども、ここの現在の愛南町の排出量を鑑みたときに、やはりこれを減らしていくっていうのは各課連携していかないといけないと思うんですね。計画つくって終わりじゃなくて、そこから勝負なので、それは今決まっていなくても、計画できたらこういうふうにしていく予定ですみたいなものがあればお願いします。

○佐々木議長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 先ほどもちょっと御説明させていただきましたけども、町の脱炭素推進本部会議、町長を本部長とした会議がありますので、今この資料の概略版のほうを今作成して、この資料を基に各関係課を集めまして、その中での問題点とか意見とか、その中に先ほど言いましたJブルークレジット、Jブルーもあるんです、それらも踏まえた上で情報共有をして、どういうふうの問題点を解決するかいろんな形を話して行って、例えば公共施設のほうに太陽光を設置したら、電気代も安くなるような、脱炭素になるんじゃないかとそういうような方法もありますので、そこら辺は、そこら辺に関係する各課を本部会議の委員としてつくっていただきますので、そこでちょっと共有しながら、意見とかいろんなものを反映していきたいと考えております。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですか。ほかにありませんね。

尾崎議員。

○尾崎議員 確認なんですけれども、この支援業務、これは2050年のカーボンニュートラル、これに向けた取組というのを推進していくということで、今後、愛南町の再生可能エネルギーの導入目標を設定、策定していくということなんですけど、具体的なこの取組ですね、愛南町の再生可能エネルギー導入目標の達成のために、具体的には風力とか太陽光、これらの再生可能エネルギー、これらを設置して取り組んでいくということになるのかと思うのですけれども、そういうことでよろしいのでしょうか。

○佐々木議長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 今後どのような方向で目標を達成していくかっていうことなんですけど、一応、現在、今集約しました数値や分析結果、それを参考にしながら、本町における最も適した

脱炭素シナリオ、方向性について今検討しておる状況でございます。

想定される概要としましては、その地域資源を活用した再エネの活用はもとより、家庭、産業部門などの省エネの推進、また運輸部門のエネルギー転換、例えば電気自動車とかそういうものの普及とか、そういう形の省エネの推進などをちょっと考えながら、愛南町の2050年カーボンニュートラルに向けた方向性のほうは報告書として考えていきたいと、報告と成果として上げていきたいと考えております。

以上です。

○佐々木議長 尾崎議員。

○尾崎議員 先般の11月12日でしたか、某新聞のほうで出とったんですけれども、大手の電力会社が、この再生可能エネルギーの発電業者に、一時的な発電停止を求める出力抑制っていうのが過去最大になっておるといようなことで、今後もこの出力抑制っていうのは増えてくる見込みであるといようなことが出ておりました。太陽光発電を手放す事業者が今後増えてくるようなことになれば、電力業者からの出力抑制が進んでいくことということで、現在の愛南町の風力とか太陽光発電、これを設置して、今後増やしていっても大丈夫なのか、非常にその辺ちょっと気になるんですけれども、お考えをお聞きます。

○佐々木議長 環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 確かに11月の上旬、新聞のほうで再エネ導入のほうのカットというのがありました、確かに一番切りやすいのがそこでありまして、原子力や火力、水力っていうのは急に止めることができない施設でございますので、そういう場合には再エネのほう、まず太陽光とかそういうのを止められる可能性は高いと思います。

ただ今日の新聞のほうでも、読売新聞のほうでもありましたけど、やはり国のほうも再エネのほうの施設のほうの導入は前向きに進めるような形で、国のほうも何%も上げるような形で今日新聞に載っておりましたので、そこら辺も踏まえた上で、可能な限り再エネは活用していきたいという考えでは考えております

○佐々木議長 よろしいですか。

石川議員。

○石川議員 現状の、図3のところなんですけど、現状のチャートが出ておるとは思うんですけども、現状の消費量から再生可能エネルギーを引いた総額、総数としてこれ出されているのか、どうかちょっと分からないんですが、それともう一点、今現在、愛南町内で発電している再生可能エネルギーの量、導入ポテンシャルっていうのは分かるんですけど現状がこうで目標がこうですというなら分かりやすいんですが、その今の現状がちょっと理解し難いので、質問します。

○佐々木議長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 資料の図3の考え方なんですけど、2013かな、を平成25年度基準としてまず2030年には46%減少する。青色で愛南町が目指す、BAUシナリオというのがあるんですが、これはもう省エネも再エネも何もせん場合はこれぐらいの推移で下がっていきますと。省エネシナリオというのは、LEDに替えたりとか、ウォームビズ等とかいろんな皆さんでできる省エネをした場合ここまで下がると。さらに、赤の点線のほうが、太陽光とか風力とか小水力とか、再エネ施設を導入したら、ここまで下がって森林に関する収益料と一緒になるような形になって、ニュートラルになるということでカーボンニュートラルというような方向を進めていくような形になっております。

あと現在の分なんですけど、実を言うと、今、愛南町で使える消費量というのはもうほとんど電気と化石燃料が主になっております。今、いろいろ業者が太陽光や風力を造っておるんですけど、あれは愛南町脱炭素の数値には含まれません。愛南町で地産地消じゃないですけど、そういうものの施設が今回の脱炭素の対応になっていきますので、まだ愛南町が設置しよる太陽光というのはもう僅かなものなんで、それを住民の家に太陽光を設置してもらって、愛南町の

部分で脱炭素をやっていくという形になっていきますので、ちょっと今現在では、今愛南町の再エネでどれぐらいになってるかという、ちょっとあまりまとまったものはないんですけど、今住宅らで新築である太陽光を設置するところのほうを調べてみたら、ある程度のキロ数が出るかとは思いますが、ちょっと今資料はそこは、ちょっと手元のほうにはないんで、すみません。

○佐々木議長 石川議員。

○石川議員 業者が設置しているにしろ、愛南町内で再生可能エネルギーが発電されているという観点からすれば、その数字をきちっと把握して、今後どうするかというのはまた議論したらいいとは思いますが、それは把握すべきだとは思いますが。

○佐々木議長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 一応、図の2のほうのエネルギーのポテンシャル、愛南町におけるポテンシャルというのは、これだけの容量が再エネで取れますよというこれが表でございます。

一番取れるのは、太陽光、風力、それでうちのほうは再エネを導入することによって、愛南町のエネルギー消費量、2020年電気と化石、こっだけ使っているんですけど、導入ポテンシャル、これにこっだけ、愛南町ではそれだけのエネルギーがありますよという、これが図になっております。そこでこれをこっだけありますので、太陽光らを設置したら、再エネのほうでカーボンニュートラルにつながっていくんじゃないかという、これが数値ではあるんですけど。

以上です。

○佐々木議長 石川議員。

○石川議員 それでは、このエネルギー消費量と導入ポテンシャルっていうのは、今現在、太陽光とか風力発電が事業者で、愛南町内で発電されている量という理解だったら、このエネルギー消費量軽く超えているんで、このやりくりを、どういう形にするかっていうのを考えれば、愛南町はクリアできるんじゃないかなと思いますが、いかがですか。

○佐々木議長 山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 おっしゃるとおりで、この導入ポテンシャルというのが愛南町でこれだけ再生エネルギーでカバーできますよっていう、これが数値でございます。ということは、先ほども言いましたように3.6倍の再エネのエネルギーがあると。単純に考えると、太陽光だけでも愛南町クリアできるっていう形はあるんですけど、やはりそこら辺はなかなか難しいところもありますので、いろんな場面において調整できれば。例えば再エネ、太陽光だけっていうても、なかなか漁船とか、さっき言いました産業部門のほうに、船に太陽光をつけるわけにもいきませんし、そこら辺は難しいところがありますので、そこら辺はいかにどういうふうにやっつけていけば愛南町で一番適した再エネの目標になっていくかを今ちょっと考えているところでございます。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですかね。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 それでは6番を終わりたいと思います。

続きまして、7番、愛南町男女共同参画推進条例の制定について、理事者の説明を求めます。

清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 企画財政課から、愛南町男女共同参画推進条例の制定について説明いたします。昨年度制定する予定としておりましたこの男女共同参画推進条例の案ができましたので、本日報告させていただきます。

別紙1に条例案を添付しておりますが、説明は別紙2の条例案要旨で説明いたしますので、6ページを御覧ください。

第1条は、目的です。男女共同参画の基本理念によって、町民が自由な意思で個性・能力を發揮することができる社会の実現を目的としております。

第2条は、各用語の説明となっております。

第3条は、基本理念を説明しています。第1号において、性別だけではなく、性的指向、性自認を含めて性別等ということの規定しております。

第4条から第7条までは、町、町民、事業者、教育関係者の責務についてです。それぞれの立場において努めることを規定しております。

第8条は、性別等による権利侵害の禁止についてです。第3項において、個人の性的指向や性自認の漏えい、また公表すること、しないことの強制の禁止を規定しています。

第9条は、性別による役割分担を助長することがないように、情報を公表する際の配慮について規定しております。

第10条は、男女共同参画推進計画について規定しています。

第11条は、積極的改善措置をするための支援などを規定しております。

第12条は、町民等が行う男女共同参画の取組に対して、町が支援に努めるよう規定しています。

第13条は、男女共同参画の理解を深める広報活動について、第14条は、町長が行う男女共同参画の推進施策の進捗状況の公表について規定しています。

第15条は、男女共同参画の推進のための調査研究について、第16条は、男女共同参画の推進のための財政措置について規定しています。

第17条は、町が実施する施策に対しての苦情や意見があった場合の対応と、相談があった場合の支援について規定しています。

第18条は、男女共同参画に関する施策の諮問機関としての審議会について規定し、第19条では、この条例のほか必要なことを別に定めることとしています。

以上が条例の説明になります。

今後のスケジュールにつきましては、12月中旬からパブリックコメントをし、3月の定例議会において上程したいと考えております。

条例の施行日は、令和6年4月1日を予定しています。

また、男女共同参画審議会については、別途愛南町執行機関の附属機関設置条例を改正する予定です。

改正内容は、同条例の別表に名称、担任する事務、委員の構成、委員の定数、委員の任期について追加することとしております。

以上で報告を終わります。

○佐々木議長 説明が終わりました。

これより質疑を受けます。

質疑ありませんか。

金繁議員。

○金繁議員 推進条例作成に向けて準備いただきありがとうございます。前もってこういうふう
に説明いただいて、ありがとうございます。質問というか意見も言わせていただいて、もしで
ければ考慮いただけたらと思います。

3点あります。

1点は、これ男女共同参画推進条例と、多くのほとんどの条例がそういう名前になっている
んですけども、最近つくり出した自治体はやはりジェンダー、男女ではなくジェンダーとい
う言葉を使って、去年、明石市が最初に使ったそうなんですけど、これからの男女平等とい
うかジェンダー平等っていうふうの流れっていくことは当然当たり前のこととか、ジェンダー
平等って言葉を使うのが本来の姿なので、まだ町民に浸透していないので使わないというより

も、むしろ行政のほうがリードしてリーダーとなつていただくという意味で、できればジェンダーという言葉を使うことを検討していただけたらと思います。

2点目は、本当にしっかりといろいろな点について、言及していただいて、規定していただいて、素晴らしいと思うんですが、さらにお願ひしたいのは審議会などにおける男女比率ですね。これ愛南町の場合は十数年前、14年前につくられた住民参画推進条例で、もうしっかりと入っているんですけども、これ昔の、もう今となつてはかなり昔のものなので男女どちらか3割以上を努力義務として入っているんですね。でも最近のやっぱり男女共同参画推進条例では10分の4以上っていう努力義務が増えてきているようです。・・・という、この前のノルウェーの研究家の方もおっしゃっていますが、4割から6割、どちらかの性が4割から6割ということですので、むしろ3割という数字はもう古くなっているように思いますので、参画推進条例の改定も含め検討していただけたらと思います。

3点目に、3条のところに子供を産む、産まないについての意思を尊重するという規定があるんですけども、3条の5ですかね。全ての人が性に対する理解を深め、妊娠・出産等について個人の意見が尊重されてあるんですが、これについては、もう本当に根幹的な自己決定権ですので、意見を尊重というよりも、その自己決定権を尊重するというリプロダクティブ・ライツの明記にさせていただけたらと思います。

よく研究者らも言われますけれども、帰省ブルーという言葉をお聞きですかね。田舎に帰るのを考えたらブルーになるという若い女性が多いと。私も若い頃そうでしたけれども、やっぱり年頃の30代とか20代女性が田舎に帰ると、本当に地域の人は悪気ないんですけど、いつ結婚するの、いつ子供を産むの、1人産んだら次の子供はいつ、次はどうするのという踏み込んだ言葉を発せられること自体が本当に憂鬱でつらいという社会現象というか、ことがあるんですね。

ですのでぜひこういう愛南町のような地方の町だからこそリプロダクティブ・ライツを明記していただけたらと思います。

以上3点、ぜひ御検討ください。よろしくお願ひします。

○佐々木議長 清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 お答えいたします。

実は1点目のジェンダー平等というのは、こちらのほうも十分考えたんですけど、言われるとおり県下の全ての自治体が男女共同参画という言葉を使っていたので、ちょっとそこまで踏み込んでいなかったということで、これは検討させていただきます。

検討の結果はまた議員のタブレットを使って、このような案になりましたというものは示したいと思います。

それと2点目の審議会の比率なんですけれども、これにつきましては、審議会の3割ということが住民参画推進条例に書かれておりますので、ここの男女共同参画の意味合いとしては、3割という意識はないんですけども、別の条例でそのようなことが書かれておりますので、附則において、それを改正するかどうかというのを検討させていただきます。

それと、次の3条の5項ですかね。この出産等に関する個人の意見が尊重というところは、実はこれもちょっと踏み込んだ表現にさせていただいたんですけど、以前は男女双方の意見とかいうようなものもあったと条文があるのを、もう個人の女性の方の意思を尊重というようなことにさせていただいたんですが、ここもちょっともう少し踏み込んだ表現ができるのかなと思いますので、こちらについては、大変申し訳ないですけど、これパブコメ出しますので、その意見で頂けましたらと思いますが、どうでしょうか。

そうしたらそれで以上ですかね。以上です。

○佐々木議長 よろしいですか。

石川議員。

○石川議員 8条のこの要旨なんですけど、別紙2の、全ての人はずってということの書き出しになっておるんですが、本人の同意を得てってというのが条例の中には書かれているんで、これは付け加えとかないとちょっと誤解を招く可能性があるんじゃないかなというのが一点と、男女共同推進条例を、3割とか4割とかいう話もありますけども、女性の方が強制されないような一文も書いておかないと、何か誤解されるんじゃないかなと。3割やからもう、努力目標にはなっていますけど、強制的に嫌な人を何か委員にされたりとかいうことがちょっと懸念されると思うんですけど、その辺りの配慮ってというのは、条例の中には、検討されていないんですか。

○佐々木議長 清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 1点目は、要旨のところ、これパブコメのときには要旨も出したいと思いますので、確かにここは本人の同意を得ないでということところは、ちょっと割愛させていただいておるんですけど、それは追記したいと思います。

それと2点目については、全く考えておりません。そのような強制的なことをやっているような課もないと思いますので、そこは必要ないかと思います。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですか。

石川議員。

○石川議員 条例ができたということで、各組織の中が、必ずやこの数値を、目標を達成するがためにそういう雰囲気になって女性に強要するっていうことになったらいかなというふうに思っておりますので、その辺り、僕はちょっと配慮が必要なんじゃないかなというふうに思います。

○佐々木議長 清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 この数値目標によって強要するということそのものが、もう行政から外れているんじゃないかなと思いますので、それは一々に条例に明文化する必要はないと考えます。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですかね。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 それでは、7番を終わりたいと思います。

続きまして、8番、ふるさと納税の状況について、また13番、地域経済活性化2024春のプレミアム商品券事業について、合わせて2件の理事者の説明を求めます。

兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 商工観光課です。2件の報告をさせていただきます。

資料番号8番です。ふるさと納税の状況について説明をさせていただきます。

1、12月補正予算額につきましては、(1)歳入を、当初予算額15億円に対しまして、補正予算額3億円を増額して、18億円としております。

(2)の歳出は、2億4,603万6,000円を増額しており、科目別の詳細は下記のとおりです。歳入に対しまして歳出は多めに準備する必要があり、このような予算額となっております。

2の増額の理由につきましては、(1)全国的にふるさと納税が拡大をしております。今年度は全国で1兆円を超えると予想されております。

(2)本町の現在の状況は、11月10日現在、9億2,365万2,500円です。

(3)10月から制度改正に伴う、9月の駆け込み需要がありました。

(4)ふるさと産品創出事業の実施分の追加額を予算計上しております。募集に手を挙げました町内の4事業者がクラウドファンディングを下記の期間で実施しております。

②の寄附目標額は、1億3,500万円です。

③の補助金総額は、目標に達成した場合は5,337万1,000円となりますので、6月

補正で既に予算化しております1,000万円に、追加として4,337万1,000円を追加予算計上いたしました。

④のクラウドファンディングの実績としまして、11月15日現在、1,450万5,000円の寄附がありました。

以上がふるさと納税の状況についての報告です。

続きまして、もう1件の案件を御報告します。資料13へお進みをお願いします。

地域経済活性化2024春のプレミアム商品券についてです。

1、趣旨です。低迷する地元消費を下支えし、地域経済の活性化を図るため、国が全額負担する住民税非課税世帯等に対する臨時特別交付金の対象世帯を除く世帯に対しまして、国の経済対策重点支援地方交付金を活用して、愛南町の店舗で使用できる地域経済活性化2024春のプレミアム商品券を配布します。

2の対象者です。令和5年12月1日において、愛南町に住所を有する者で、国が支援する住民税非課税世帯に対する臨時特別交付金の支給対象者を除く世帯が対象です。

3の事業内容です。対象世帯に商品券500円券を24枚、郵便で配布します。

4の実施スケジュールです。(1)の商品券配布は、令和6年2月1日木曜日から同年2月9日金曜日まで、(2)の商品券の使用期間は、令和6年2月10日から同年3月10日日曜日までです。

5の商品券の内容です。(1)名称は、地域経済活性化2024春のプレミアム商品券です。

(2)の発行予定冊数は、6,100冊です。

(3)の発行総額は、7,320万円です。

(4)1冊当たりの構成、額面総額1万2,000円です。内訳としまして、500円券が24枚で、全店舗共通券が16枚、小型店舗地域券が8枚です。

6の12月補正予算額は、7,899万3,000円で、財源内訳は、国の交付金が7,100万円、一般財源が799万3,000円です。積算の内訳は、業務委託料7,617万4,000円、郵便料の281万9,000円です。国からの交付金の活用の提示が今月にありまして、タイトなスケジュールとなりますが、これから関係機関と調整を図りながら実施に向けて準備をしております。

以上が地域経済活性化2024春のプレミアム商品券発行事業についてです。

商工観光課の報告は以上です。

○佐々木議長 それでは8番と13番の説明が終わりました。

まず、8番の質疑を受けます。

質疑ありませんか。

尾崎議員。

○尾崎議員 昨年度は、ふるさと納税9億8,000万円の実績ということで、今回また大幅な増加となるんじゃないかと思えます。愛南町の地域資源の豊かさというのを非常に感じるんですけども、今年度の目標15億円、これも超えてくるのではないかと思えますが、返礼品の確保のほうは大丈夫なのか、お伺いいたします。

○佐々木議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 昨年と比べて1.5倍の状況で推移を今現在しております。御質問の、ふるさと納税の商品の準備なんですけど、これが一番の課題でもあります。

寄附金額を伸ばすためには、安定的な商品の在庫を抱えて、さらに出荷できる体制が必要となってきますので、これを合わせながら今後解決することがまだまだ伸ばせる課題ではありますけど、今年度については行けるところまで行きたいなという状況です。

以上です。

○佐々木議長 ほかにございませんか。

原田議員。

○原田議員 同じくふるさと納税の関係なんですけど、先ほど体育館の空調設備で、企業版ふるさと納税約2,000万円の寄附でそれを実施するという案件がありましたが、現在このふるさと納税の中で、企業版ふるさと納税の割合というのはどれぐらいわかりますか。

○佐々木議長 清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 企画財政課が企業版ふるさと納税の担当なので、こちらから答弁させていただきますが、今の実績といたしまして、総額で3,400万円という数字、寄附をいただいております。

寄附者の金額公表を控えてくれというところもございまして、なかなかその明細については申し上げるところもできないところもあるんですけど、実績といたしましては、令和4年度中に200万円、令和5年度中に3,200万円を既に入金しておるものもございまして。

その用途につきましては、この際この場を借りて報告させていただきますけど、大口の3,000万円につきましては、スポーツ施設に使うということで御意見も頂いておりますので、来年度のあけぼのの人工芝の改修というのは、財源がこれ一般財源になりますので、それに使いたいというようなことで今のところは予定しております。

以上です。

○佐々木議長 清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 このふるさと納税については別枠でございまして。別です。

○佐々木議長 原田議員。

○原田議員 別枠ということなんですけど、この企業版は、いうたら返礼品はないということで、いいですね、これ。

○佐々木議長 清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 そのとおりでございまして。

○原田議員 返礼品もなしでこうやって寄附をしていただけるんですけど、そのまま寄附をした方の、いうたら寄附のメリットっていうのはどういうふうに思われていますか。

○佐々木議長 清水企画財政課長。

○清水企画財政課長 企業版は寄附した企業の法人税が免除されるというメリットがございまして、そこが一つの大きなメリットです。それと町のほうも、これを総務省、国のほうから、寄附をされた方の利益供与になったら駄目だということがありますので、なかなか返礼品などは大きなものはできないんですけど、交際費辺りの使い方少額な社会通念上許されるようなお礼品の記念品とか、そういうものは出したいと考えております。

以上です。

○佐々木議長 吉田議員。

○吉田議員 クラウドファンディング・・・あると思うんですけど、今後の状況だけちょっと教えてください。

○佐々木議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 お答えいたします。

クラウドファンディングの状況につきましては、10月13日から1月の中で、2つのポータルサイトの中で展開をしております。現在、11月、本日22日現在、1,761万円の御寄附を頂いております。これから12月を迎えますので、12月のところで、全額カバーできるようにPRもしていきたいと考えております。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですかね。

ほかにありませんかね。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ないようなので、それでは続きまして、13番の質疑を受けます。

質疑ありませんか。

鷹野議員。

○鷹野副議長 使用期間、1か月ということですが、割とあの中途半端で10日とか20日とか、結構お客さんが惑う方が結構、前もいらっしゃったんですよ。例えば期間を3月末とか、月の区切りのええときにしたらどうかなっていうふうに思ったんですけど、この1か月にしたって理由、何かあるんですか。

○佐々木議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 お答えいたします。

切りのええ3月末というようなことで考えてはおったんですが、事務をちょっと商工会のほうに、事務慣れておりますので、そちらのほうに今回も業務委託するつもりでおるんですが、職員の異動とかもあったりとかして、なかなか年度内にある程度処理をしていきたいというように向こうからの申出もありまして、そういった日程にしております。

以上です。

○佐々木議長 それでは、8番と13番を終わります。

それでは、続きまして9番、あいなんバス一本松地域2路線の再編について、理事者の説明を求めます。

立花総務課長。

○立花総務課長 失礼します。

資料9、あいなんバス一本松地域路線の再編について説明をいたします。

1の再編に至る経緯についてですが、一本松地域で運行しておりますあいなんバス2路線は、近年、利用者が減少していることなどから、運行路線の見直しが求められておりましたので、町で再編案を作成し、8月下旬に町内2か所で再編案に関する住民説明会を開催いたしました。

参加者から寄せられました御意見は、可能な限り再編案に反映し、具体的な再編内容が固まりましたので、報告をするものです。

2の再編内容についてですが、新旧を比較する表でお示ししております。路線名は、一本松（正木）・城辺線として、従来の2路線を1つの路線に統合する形を取ります。これに伴い、従来は月・水・金曜日と、火・木・土曜日に分けて運行しておりましたが、再編後は1つの路線を毎日運行することになり、日曜日の運行も追加されます。

1便当たりの運行時間、運行距離は従来よりも短くなります。また、御在所集会所、東小山集会所、名路の3か所が新設のバス停となります。

3の運行経路についてですが、2ページに新規の路線図を、3ページ、4ページに、従来の路線図をお示ししております。

1ページにお戻りください。

4の運行開始予定日は、令和6年4月1日としています。5の住民、地域住民への周知については、広報あいなん2月号に記事を掲載するほか、再編後の路線図と時刻表を各戸に配布する予定としています。

運行路線の再編に当たっては、今月7日開催の愛南町地域公共交通会議において承認を頂き、今月14日付で愛媛運輸支局に変更申請書を提出しております。

以上で、あいなんバス一本松地域2路線の再編についての説明を終わります。

○佐々木議長 はい、説明が終わりました。

これより質疑を受けます。

質疑ありませんか。

尾崎議員。

○尾崎議員

今回の新しい一本松（正木）・城辺線の路線についてなんですけれども、この路線では、利用客の買物・通学需要というのは満たされないんじゃないかと思います。ですから、この路線では利用客は増えてこないのではないかと思うのですが、せっかく路線の改善をやるわけなので、この緑新鮮市を左折するのではなくて、もう少し延ばして、長月の四つ角を左折して、フジの前を通過して役場まで走るこの路線を検討されてはと思うのですが、いかがでしょうか。

○佐々木議長 立花総務課長。

○立花総務課長 お答えさせていただきます。

今、尾崎議員から頂きました御意見、地域住民の説明会でも寄せられた御意見、複数ございました。こちら側の御回答といたしましては、自家用有償旅客運送で運行いたしますあいなんバスにつきましては、補完するバスというところで、競合します路線とか、新規に路線を増設するというのはなかなか難しいというところで、御意見を頂いた方には御理解をいただくような形で回答をしております。

それと、確かに尾崎議員が言われるように、利用者の満足度を高めるためにはそういった路線もひとつ御意見としてあるかとは思いますが、民間路線バスであります宇和島バスとの競合路線になるところもございますので、その辺につきましては、あいなんバスの運行の特性を御理解していただきながらというところで運行を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○佐々木議長 尾崎議員。

○尾崎議員 宇和島自動車の路線と、一部ダブるということでありまして、宇和島自動車へは、毎年4,700万円ですか、路線代を現在のところ無期限で支払いしているわけなので、その辺のところを踏まえて交渉すれば、理解していただけるんじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○佐々木議長 立花総務課長。

○立花総務課長 お答えさせていただきます。

この分につきましては、宇和島自動車とも協議をさせていただきました。その上で、従来合併以降宇和島——失礼しました、一本松地域を運行する路線を実態に合っていないので、新たに増設すると、基本的には広域農道を走るというところで、現在一本松から城辺・御荘地域に行く宇和島バスにつきましては、国道を通過してくるような路線であります。広域農道を通って城辺に来るといった新たな路線についても、なかなか御理解がいただけないかなというふうに思っておりましたが、地域の実情を踏まえて御理解をいただいたところでございます。

ただしその際に、先ほど言われました、長月経由で、例えば商店名を出しますが、フジまで行くようなことについては難しいというところで御意見を頂いております。

それと、町内のタクシー業者のほうにもこの運行について御意見を参考までに頂いておりますが、タクシー業者のほうからも、そこまでの運行についてはなかなか理解はできかねるという御意見も寄せられております。

こういった御意見も踏まえまして、町内これまでも様々な御意見を頂いておりますが、地域公共交通の基盤が崩れることのないような形であいなんバスの運行というのも大事なのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですか。

吉田議員。

○吉田議員 改善でですね、随分再編については、いい形で運用ができるようになっているんですが、先ほど尾崎議員が言われたように、第一の原因である買物路線に全くなっていないと。多分タクシー券を使って宇和島自動車の城辺営業所から、高齢の方はタクシーを使えるんでしょ

うけども、若い方については、なかなかそこまで、タクシーを使ってというよりも宇和島自動車を使って、再度もう一回買物に行くと。利便性についてはさほど変わっていないような気がします。乗車率を上げるためには、多少の工夫っていうんですかね。例えば国道に出るまで、旧国道に出るまでといいますかフジの手前で終点にするとか、何か工夫を凝らしていただければ、十分通学、それから買物という形でできるような気がするんですけども、そういう再考については全くできないんでしょうか

○佐々木議長 立花総務課長。

○立花総務課長 再考についてでございますが、先ほど申しましたように、あいなんバスにつきましての地域公共交通におけるあいなんバスというところを捉えたところでいきますと、現状ではなかなか難しいというふうに捉えております。

先ほど尾崎議員も言われましたように、利用者の利便性を高めるために路線の延伸でありますとか、見直しというのは必要などころであろうかと思っておりますが、現状ではなかなか難しいところというふうに考えております。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 それでは、9番を終わりたいと思います。

続きまして10番、あいなんバスで使用する車両への小型ノンステップバスの導入検討について、理事者の説明を求めます。

立花総務課長。

○立花総務課長 失礼します。資料10、あいなんバスで使用する車両への小型ノンステップバスの導入検討について説明をいたします。

1の導入検討に至る経緯についてですが、町内8路線で運行するあいなんバスは、25人乗りと、14人乗りの2種類のマイクロバスを使用しています。

あいなんバスの利用者は高齢者が多いことから、電動ステップを備え、段差を小さくして、乗降しやすい仕様としています。一方、小型ノンステップバスは、一歩で乗車ができ、座席数が少ないことから、車椅子や歩行器などを置くスペースが確保できることから、導入の検討を行ってまいりました。あいなんバスが運行する路線は、地理的特性や乗車人数の面から、全ての路線に配備することは難しいと考えております。

2の小型ノンステップバスの試乗会の開催結果ですが、車両を保有する会社から小型ノンステップバスを借り上げ、先月2日に試乗会を開催し、町身体障害者福祉協議会、町老人クラブ連合会の会員の方に御参加いただき、車内見学と一部路線の試走に乗車をしていただきました。試走乗車後のアンケートでは、同車両の導入を希望するとの回答が寄せられております。

3の導入の可否、道路、乗車人数についてですが、小型ノンステップバスの特徴として、車高が高い、車内が広い、座席数が少ない、ホイールベースが長いことため転回が大きくなるなどがあり、一般的に都市型バスと言われております。そのため、あいなんバスの運行路線においては、道路の形状から走行が難しい路線があり、車両人数も考慮する必要があります。

小型ノンステップバスのショートタイプの正座席数は15席、ロングタイプの正座席数は18席、いずれも補助席なしの仕様となります。

一方、現在使用しておりますあいなんバスは、補助席を含め24人の方が座れる仕様となっており、小型ノンステップバスを導入した場合、乗車人数が多い路線では、立って乗る方が出てくると考えられます。乗車人数が少ない路線については、経費を抑える点も考慮し、14人乗りのマイクロバスを使用しています。

4の車両価格については、概算ではありますが小型ノンステップバスの見積りを取ったところ、約2,200万円の見積金額が示されております。

2ページに、5として、タクシー助成事業の利用状況を整理しております。町としましては、今年度から高齢者タクシー利用助成事業において、80歳以上で運転免許証を持っておられない方には、バス停からの距離に関係なくタクシー券を交付するなど、運用の見直し・拡充を図っており、高齢者タクシー利用助成事業の予算は、前年度実績の約2.6倍となっております。

最後に、6の導入の方針についてですが、小型ノンステップバスの利便性は認識しておりますが、道路の形状や乗車人数から導入可能な路線が限られ、また、高齢者タクシーの利用の支援事業を拡充している点などを考慮し、小型ノンステップバスの導入は見送る方針であります。

以上で、あいなんバスで使用する車両への小型ノンステップバスの導入検討についての説明とします。

○佐々木議長 説明が終わりました。

ただいまより質疑を受けます。

質疑ありませんか。ありませんね。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 それでは、10番を終わります。

続きまして11番、選挙公報の条例化について、理事者の説明を求めます。

立花総務課長。

○立花総務課長 失礼します。

資料11、選挙公報の条例化について、本町において告示日の翌日から選挙の期日の前日までの4日間で、選挙公報、印刷・校正・配布ができるかどうか検証しましたので報告をいたします。

1の選挙公報について、公職選挙法には衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事の選挙の選挙公報の発行について、法第167条から第172条にかけて規定されています。市町村の議会の議員及び市町村長の選挙においては、法第172条の2の2に、条例で定めるところにより、選挙公報を発行することができるものと規定されており、法第167条から第171条までの規定に準じて定めることとなります。

公職選挙法の規定については、3ページ、法第167条は公報掲載事項及び発行回数、第168条は、掲載文の申請方法、4ページ、第169条は発行手続、5ページ、第170条は配布方法、第171条は発行を中止する場合、第172条はその他必要な事項等について、第172条の2は、先ほど触れました任意制選挙公報の発行について規定されています。

1ページにお戻りください。

選挙公報は、立候補者が掲載文を申請することになりますが、申請があった掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならないため、印刷の段階で、文字や写真のにじみやかすれ、ごみの写り込みがないか等入念に確認する必要があります。

掲載順序については、平等公正な扱いをするため、くじで定め、配布期日については、条例の定める期日までに配布するものとなっており、選挙の期日の前日までに配布する必要があります。

選挙公報のホームページの掲載については、有権者に対する啓発、周知活動の一環としての情報提供であり、選挙公報は紙による配布が前提となります。

県内9つの町のうち、松前町及び砥部町で選挙公報について条例を制定し、選挙公報を配布しています。

2の選挙公報発行スケジュールについて、県内2町に確認したものを表にしています。2町とも、印刷業者に印刷を依頼し、配布方法は、新聞折り込みによるもので、配布するまでに3日から4日を要しています。本町においても、印刷から配布するまでの案を作成しておりますが、これは条例を制定している2町の状況及び新聞折り込み業者へ確認した上で作成したものです。

3の印刷業者等への協議について、まず、選挙公報の配布方法は、新聞折り込みによる配布が考えられるため、新聞折り込み取扱い業者へ確認したところ、令和5年10月から納品期限が、配布希望日の2営業日前の午前中となるとのことであります。

次に、印刷業者と印刷から納品までにかかる期間について、新聞折り込みによる配布を前提に協議をしましたが、印刷業者からは印刷する日数が実質1日しかないため、確実に印刷できるとは言えないとの回答でありました。

新聞折り込み以外の配布方法について、郵便局と協議をしましたが、全戸配布できる郵便サービスは、基本必要日数が10日であるとのことでした。

4の愛南町における選挙状況について、本町における各選挙の投票状況の表となります。各選挙における期日前投票及び当日投票について表にしております。

期日前投票者数は近年5,000人前後となっています。

最後に、5の検証結果について、選挙公報の条例化については、実務的に可能か印刷業者等と協議し、検討・検証したところ、選挙期間の短い町の議会の議員及び長の選挙において、確実に選挙期日の前日までに選挙公報を印刷し、配布できる状況でないことを、12月開催の選挙管理委員会に報告し、判断をしていただく予定としています。

以上で、選挙公報の条例化についての説明を終わります。

○佐々木議長 説明が終わりました。

ただいまより質疑を受けます。

金繁議員。

○金繁議員 印刷会社と協議したということなんですけど、どこの印刷会社と協議しましたか。何社としましたか。それが1点目。

2点目、これ印刷会社の事情だけで、諦めムードに入っているんですけども、それでいいんですかね。

例えば、全戸配布は無理でも、公民館とか郵便局に置くとか、公報を出すっていうことの重要性、選挙権という人権の重要性、そこの視点が全くないんですよ、この報告を見ると。その人権の重要性と、それからほかの手段、どのようにお考えか、お答えください。

3点目、12月の選挙管理委員会に報告するって、こんな状態で報告すること自体も恥ずかしいと思うんですけども、その報告いつなのか。

3点お願いします。

○佐々木議長 立花総務課長。

○立花総務課長 まず初めに、どこと何社と協議をしたのかというところでございますが、町に指名願が出ております実績がある業者1社とスケジュールについて協議・確認をさせていただいております。

それと、それでいいのかというところでございますが、この分につきましては、条例制定ということを前提に検証を進めてまいりました。当初の砥部町とか松前町さんのスケジュール工程を見ますと、ぎりぎりタイトではありますけれども、物理的に可能なことも考えられるかなというところで協議を進めていたんですけども、先ほど触れましたように、新聞折り込みへの持込みが1日繰り上がったということが事実として取扱いを行っております県内の2つの業者から連絡をいただいているところです。これは事実としてそういうスケジュールでないといけないということでしたので、この状況も整理をさせていただきました。

ほかの手段をといるところでございますが、選挙公報につきましては、当然、条例制定をすれば配布することになってまいります。先ほど報告をさせていただきました告示日からのスケジュールを踏まえまして、物理的にはこういうスケジュールになるという事実を確認させていただきましたので、まずはこの内容を報告させていただこうというふうに考えております。

それと、人権の重要性というところでありますが、当然言われますように、選挙というのは

とても重要なものがございますので、先ほど申しましたように選挙公報を発行・配布する上では、候補者の方々から持ち込まれました原文そのままを印刷し、かすれ等がそれぞれないのか十分確認を行った上での配布が大前提となっておりますので、その辺も十分踏まえて検討はさせていただきますつもりでございます。

それと、この内容で選挙管理委員会に報告するのはあまりにもというところでございましたが、選挙条例の制定について必要性があるというところで受け止めまして、物理的などころも含めまして内容確認をさせていただいているところでございますので、その確認ができた内容を報告させていただこうというふうに考えているところです。

以上です。

失礼しました。いつかというところでございましたが、次回開催が12月1日を予定しております。

以上です。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 ……。

○佐々木議長 金繁議員、スイッチを入れてください。

○金繁議員 実績のある1社のみからしか取っていないということで、もっとやる気見せてもらえませんか。

本会議の一般質問でも言いましたけど、これ今ね、PDFで、この庁舎内だって印刷できるわけでしょう。目の前に事務の専門の会社もあるわけじゃないですか、事務所も。やっぱり実績のある1社だけ取って無理みたいですが、それで委員会にも報告しておきますじゃ駄目でしょう。

人権の重要性、これね、もう愛南町の民度の低さを露呈するようなもんですよ、これでできなかったら。それでいいんですか。親戚やから、ええ人やからいうて、投票するような町のままでは駄目でしょう。そこね、総務課としてね、真剣に考えてくださいよ。情けないですよこんな報告されたら12月1日。副町長、どうなんですか。

○佐々木議長 立花総務課長。

○立花総務課長 今、御意見を頂きましたが、指名願がある印刷業者の中で実績があるというところで1社にお聞きしておる状況でございます。印刷業者につきまして、他社のほうにも先ほどの御意見を踏まえまして確認をさせていただこうと思いますが、あくまで印刷をするという前提を考えますと、指名願がある業者ということになりますのは、ちょっと御理解をいただければと思います。

それと、町のほうでも印刷機器がある等というところでもございますが、町のほうで保有しております印刷機は、選挙公報、これまでも国の選挙でありますとか、県レベルの選挙でありますとか、発行しお配りしているところではございますが、やはり見比べてみますと、町が保有しております最大A3ができる印刷機と比べますと、やはり印刷の精度はかなり低いです。これは事実として対比ができるかと思えます。

それと先ほど申しましたように、町が持っております印刷機能は最大A3までしかできません。タブロイド版までの印刷ができるような印刷機ではございませんことも併せて報告をさせていただきます。

以上です。

○佐々木議長 木原副町長。

○木原副町長 私のほうからもお答えをさせていただきます。

基本的には総務課のほうで、現状検討したというのが実情であります。やはり、愛南町内に印刷業者がないというのは、大きな物理的な障害になろうかと思えます。自前でというようなお話もありますけど、やはりこの印刷物というのは相当重要なものであって、もし事後に印

刷の瑕疵とかがあって、選挙結果にも影響が出て、これも大きな責任にもなりますし、そこは再度、印刷業者と、さらに1社ではなくてほかの業者にも確認はして、その辺は回答をさせていただければと思います。

以上です。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 ほかの業者にも問い合わせるということで、前向きなお答えをいただきました。ぜひそうしてください。

実際に、これはできている町ありますよね、砥部町とか。そういうところにもぜひ問合せをしたと思うんですけども、印刷が可能な印刷会社を探すときには、聞いてみてください。

それから立花総務課長がおっしゃられた町が持っている印刷機では精度が云々という話ですけど、だからそこで止まらないでくださいって話なんです。出すためにはあらゆる手段を考えて、調べてくださいよ。本当にね、これ実績1社、今の愛南町が取引のある会社に聞きまして、無理なようですと終わっちゃ、本当に情けないです。町民は、悲しいです。ぜひ、印刷機の精度が悪いんだったら精度のいい機械をリースするぐらいの気持ちでやってください。お願いします。

○佐々木議長 立花総務課長。

○立花総務課長 ただいまの御意見を受け止めまして、先ほど副町長がまず言われましたように、指名願が出ております印刷業者に確認をさせていただきますのと、これまでもこの内容を確認させていただく際には、お忙しい中、砥部町あるいは松前町の御担当者の方にもいろいろと御意見、助言等を頂きながら検証を進めてまいりました。

先ほど頂きました意見を受け止めまして、改めて先ほど申しましたように、印刷業者のほう、十分に確認をして進めさせていただきます。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 それでは、11番を終わりたいと思います。

これ最後になりました。12番、愛南町職員の給与に関する条例等の改正について、理事者の説明を求めます。

立花総務課長。

○立花総務課長 愛南町職員の給与に関する条例等の改正について説明をします。

今回の条例改正の概要は、令和5年10月4日付で、愛媛県人事委員会の職員の給与に関する勧告があり、本町においても、県に準拠して、期末勤勉手当の支給割合の引上げ、月例給の改定等を次のように改正するものです。

2の月例給の改定については、正規職員、会計年度任用職員共に、令和5年4月から遡及して給料表を適用するもので、平均改定率について、正規職員は1.30%、会計年度任用職員は6.56%です。今回は、初任給は1万1,000円から1万2,000円、若年層の引上げを基本に改正がされます。また、それに伴う影響額は、正規職員で約プラス1,800万円、会計年度任用職員で約プラス3,700万円です。

3の正規職員の期末・勤勉手当の支給割合は0.1月分の引上げで、実施時期は令和5年12月1日です。影響額は約プラス1,200万円です。

4の特別職、会計年度任用職員の期末手当の支給割合は、特別職は0.1月分、会計年度任用職員は0.05月分の引上げで、実施時期は令和5年12月1日です。特別職、議員、会計年度任用職員を対象に引上げをするもので、影響額は約プラス700万円です。

なお、会計年度任用職員の賞与の在り方について、令和6年度以降は期末手当と合わせて、新たに勤勉手当を支給する検討を進めており、支給割合は正規職員と統一化する予定です。

以上で、愛南町職員の給与に関する条例等の改正についての説明を終わります。

○佐々木議長 説明が終わりました。

ただいまより質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ないようなので、12番を終了したいと思います。

ここで執行部、退席お願いします。ありがとうございました。

御苦労さまでした。

暫時休憩します。10分間休憩します。

(休憩)

○佐々木議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたしたいと思います。

議会協議に移りたいと思います。

1番、重要案件抽出の協議について、本日、執行部報告のうち二重下線の2、3、4、5、8、12、13番が、定例会に関わる協議題です。12月定例会において、委員会付託とする案件など、何か御意見がございましたら、お伺いをいたします。

何かございませんか。ありませんね。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 それではないようなので、1番を終わりたいと思います。

それでは2番、議会報告・意見交換会について、(1)議会報告会等の実施状況について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長。

○本多事務局長 説明させていただきます。

議会資料の1の3ページが、10月19日に行った議会報告・意見交換会の結果となります。時間的には午後6時から7時36分までの合計1時間36分の会議でございました。参加者数は23名、傍聴者は5名となっております。

5ページ以降につきましては、各班が意見交換をしたその意見交換の記録となります。今回この意見の中で議会として改めて取り上げて対応するような意見の抽出を行う必要があると思うんですけども、まずはこの意見を出されたのは各班となりますので、その班でその内容について改めて協議をするのかどうか、そういった意見の抽出の方法について御協議をいただければと思っております。

以上です。

○佐々木議長 今日はちょっと時間がかかりそうなので、各班でまた持ち帰っていただいて、次回の協議会に協議するというので、よろしいでしょうか。

金繁議員。

○金繁議員 もうどんどん忘れていくので早くやったほうがいいと思うんですけど。

○佐々木議長 はい。近々忘れないうちに。今日はちょっと無理でしょう。

(発言する者あり)

○佐々木議長 各班に、この間の班、覚えていますね。

(「はい」と言う者あり)

○佐々木議長 それに分かれて、また抽出してもらって協議してください。お願いします。

それでよろしいですか。いいですかね。

石川議員。

○石川議員 各班でもいいんですけど、これ最終的にどういう形にするかっていうのを決めておかないと、委員会のほうに付託してするのか、それとも一般質問にするのか、方法はいろいろあると思うんですが、本会議でこの内容をやはり説明していかないと、説明というか、してい

ないといかんのじゃないかなと思いますけど。

○佐々木議長 その件も含めまして、また今度協議していきたいと思いますので、またよろしくお願ひします。

金繁議員。

○金繁議員 そうなんですけど、ただこれ意見交換会をやって、こういう車座会議っていうやり方で初めてやって、こういう課題が出てきましたという報告は12月議会でされるんですよ。されるのであれば、やっぱりそれに対してどういうことを考えていますぐらいは言わないと、またやって、お話だけ聞いて終わりかと言われてしまうので、と言われてしまうというかそれじゃいけないと思うんですよ。なので。

○佐々木議長 分かりました。そしたらもう12月議会までの日程を、空いておる日程を各自その日に協議会をまた開いてもらって、そこで十分に協議してもらったらいいと思いますけど、時間は、忙しい人は夜でも構わんし、それこそまた寄ってもらって協議すると。

一応集まってもらって班ごとに分かれて、この間の意見いろいろ出た、意見出ると思うんですよ、それをやっぱり協議したもので委員会付託にするのか、その班ごとの誰かが一般質問するのかいうことを決めてもらわんと、なかなかここでやりましょうか、それやりましょうか言うても、晩までかかりますよね。とてもやないが、1時間、2時間では終わらんと思うんですけどね。

(発言する者あり)

○佐々木議長 いやいや、今からやりますか、そしたら。

どうしたらいいか、皆さんの意見を聞きたいと思います。誰か意見ありますか。ほかの人の意見。

原田議員。

○原田議員 前視察に行った、町が車座会議をやっていたということみたいですが、その車座会議をやっていた町はどのようなやり方でこれ報告しよったんか、私はちょっと行ってないんで分からんのですが、確認はしておりますか、それは。

○佐々木議長 事務局長。

○本多事務局長 事務局のほうから説明をさせていただきます。

視察に行った那賀町等につきましては、意見交換会が終わった後に、その場は解散せずにその場で意見交換等をしていたというふうには聞いております。

以上です。

(発言する者あり)

○佐々木議長 よろしいですか。

暫時休憩します。

(休憩)

○佐々木議長 それでは会議を再開します。

先ほど石川議員の質問にありました、今後どうするのかいうことで、また協議会を今後開きまして、12月議会にはなかなか間に合わんと思いますけど、その班ごとで課題になったことをまた協議するというのを、今度の12月議会で報告するぐらいでとどめて、近いうちに、忘れんうちに協議会を開きたいと思います。それでよろしいですか。

そのように決定をいたします。

それでは、(2)のアンケート結果について、議会資料の2のとおりの集計結果となりました。タブレットで御覧になっていると思いますが、報告会の反省点などがありましたら御意見お伺いをいたします。

何かありませんか。ありませんかね。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 また何かあったらまた次の協議会で御意見を伺いたいと思います。

(2) はそれでよろしいですかね。

それから、(3) 議員派遣結果報告(案)について、この案の了承、目を通してもらってよろしいですか。

事務局長

○本多事務局長 この報告書なんですけども、一番最後に、以上報告するというふうに入れておりますが、その前に、この会議で出た意見につきましては全員協議会等で意見の取扱いについて諮りまして、その結果が出ましたら報告するというような内容の一文を加えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○佐々木議長 それでは、報告者の決定をしたいと思いますが、誰にしてもらいましょう。

副議長でよろしいですか。

そしたら副議長に報告をよろしくお願いします。

それでは3番の、議会だより発行準備特別委員会の進捗状況報告について、金繁委員長より報告をお願いいたします。

金繁委員長。

○金繁議員 それでは、議会資料の4番、御覧ください。

議会だより発行準備特別委員会では、松前町そして内子町での視察の結果も踏まえ、そして中村健さん、早稲田大学のマニフェスト研究所の事務局長のお話、これは議員全員で聞くことができましたが——のお話も受け、協議してまいりました。

今日は、現段階で委員会として考えている議会だよりの案を議員の皆様に見ていただいて、御意見を頂けたらと思っています。頂いた後、また改めてそれを受けて、みんなで協議をして固めていきたいと考えています。

2つ資料があるんですけど、もう一つは議会だよりの発行要領ということで、名称については、今後委員会——正式な委員会ができましたら、そちらで正式決定してもらえたらと思っています。

発行日は年4回で、臨時で発行もできると。発行部数は、広報あいなんと同じように1万2000部で、ページ数は、ほかの議会では16ページフルページという、フルでカラーでというところも多いんですけども、特に中村健早稲田大学の事務局長のお話からも、やっぱり物すごく大変な量の内容のものを出すよりも、やはり町民にとって面白くて読んでもらえる役に立つものを、優先的に考えたほうが良いということで協議した結果、過去の報告は最小限にとどめ、町民が読みたい内容を委員会で企画して、取材したりして編集していくということをしてはどうかと話しております。そういう都合で今8ページ以内とさせていただいています。

文字フォント、サイズ等も広報あいなんと同様に考えています。

次のページの編集要領なんですけれども、これも先ほどちょっと言いました、町民の意見や情報を集約するその広報広聴といいますか、広く町民の声を聴くっていうところにも大きなウエイトを置いて、町民と議会の意思疎通を図るためのかけ橋となるような紙面となるよう努めようという姿勢を今打ち出しています。

特にここについて御意見を頂きたいんですけども、発行と編集体制、これは議会から委任を受けて、常任委員会となるかと思うんですけども、それでいいのかどうかという点が一点と、それからその名称、議会だより編集常任委員会とするのか、もしくは広報広聴常任委員会とするのか、ここを特に御意見いただけたらと思います。

3番目の基本方針は、正確かつ公正で客観的な紙面づくり、読みやすく分かりやすい議会の視点を伝える町民参加の紙面、多様な媒体、ウェブとかLINEに、広報あいなんもそうなんですけれども、QRコードを印刷してそこからホームページに来てもらえるようなことをして

いますが、そういう情報発信もしてはどうかと考えています。

掲載事項なんですけれども、先ほど話しましたように、町民が読みたい内容に力を注ぐということで考えています。(1)から(4)までは、報告が中心になると思うんですけれども、大体こういうことを過去の報告としては考えています。

5の作業区分なんですけれども、編集委員会なり広報広聴委員会ができて、その委員会の委員が全てを書くというわけではなくて、これこの議会でもそうなんですけれども、それぞれ割当てがあります。議長には、編集委員会が指定する原稿を作成していただく。例えば、議長からの何か町民に向けてのメッセージとかですけれども、編集委員会としては、その依頼原稿以外の原稿を企画作成して、公正で客観的な編集を行っていくようにすると。各委員会の委員長には、委員会報告などをお願いし、各議員に対しては、一般質問とか討論についてお願いをするということになっていくかと思います。

原稿を作成していただいた後、それを編集して、紙面上にどういうふうにレイアウトするか、写真をどういうふうに載せて文字をどう配分していくかなどは、外部に委託してプロにやっていただくという方向で考えています。

以上で説明は終わります。ぜひ、忌憚ない御意見をお願いいたします。

○佐々木議長 ありがとうございます。

委員長からの御説明が終わりました。何か御意見がありましたら。

まず1番から。

那須議員。

○那須議員 広報広聴常任委員会の広聴は、この広聴でいいんですよね。

(発言する者あり)

○佐々木議長 よろしいですか

石川議員。

○石川議員 掲載事項のところにある、1番も2番も、3番はちょっと違うかもしれませんが、これQRコードやウェブを利用してやられるということでしょうか。

○佐々木議長 金繁委員長。

○金繁議員 そうですね、極力、紙面では少な目に考えています。分かりやすいポイントを中心に。

○佐々木議長 石川議員。

○石川議員 そうすると3番と4番は必要ないんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがですか。

○佐々木議長 金繁委員長。

○金繁議員 ウェブで公開していない情報になるからですよ、おっしゃる意味は。

例えば議会報告会、3番の——はQRコードをつけても、報告をウェブに載せていなければ、QRコードをつけても意味がないということですよ。それと違う。

○佐々木議長 石川議員。

○石川議員 例えば一般質問なんかだったら、個人ごとにQRコードを貼り付けて、題目があつてQRコードを貼り付ければ、その人の一般質問に飛ぶという形が取れるでしょうし、委員会にしても、委員会のQRコードを何についてって書いて貼れば、それはもうそれで完了すると私は思っているんで、3番と4番は私は必要ないんじゃないかなと思います。

一番編集、ここに力入れているっていうのは、この広報広聴常任委員会(仮)なんですけれども、企画であるとか、そういうのが多分町民としては知りたい情報だと思うんで、その点について力点を置ければ、私は紙面としても面白いことができるんじゃないかと。過去のことは過去のことで、QRコードを貼り付けて全部やり飛ばして、広報広聴委員会で企画であるとか、議会としてこういう方向性ですよとかいうところが、町民としては興味があると、そこに力点を置かれるんだったら私はこれでいいと思います。

○佐々木議長 よろしいですか。ほかに御意見ございますか。

嘉喜山議員。

○嘉喜山議員 私、委員なんでちょっとあれなんですけど、先ほど那須議員が言われた広聴に関してなんですけど、これ名称を決めたときには広報広聴常任委員会がいいと私は思いましたが、やっぱり広聴っていうのは、議会議員全員ですべきものなのかなと後でちょっと思いまして、それと県内の町の状況を見ますと、議会広報常任委員会っていうのがほとんどです。やはりここ広聴っていうのはのけたほうがいいんじゃないかなという意見を言わせてもらいます。

それと、ちょっと確認ですけど、先ほど石川議員が言われた件については、3、4に力点を置いてやれということ……。省く。

(発言する者あり)

○佐々木議長 ほかに御意見ございませんか。

池田議員。

○池田議員 私も今の嘉喜山議員の意見に賛同いたします。広聴でいいますと、同じ意見なんですけど、それで、私も委員だったんですが、広報常任委員会という名前がいいんじゃないかと思えます。

以上です。

○佐々木議長 石川議員。

○石川議員 多分委員会の中で、その辺りは決まっているんじゃないかなと思ったんですが、広報広聴ということで私も聞いとったんですけど、うん。だから、そのままがいいんじゃないかなと。特に企画をするっていうことになると、広聴っていう部分は、重きに、紙面が割かれる。町民の意見を聴いて企画をするということでしょうから、私は残したほうがいいと思えますし、委員会でもう既に決まっているのであればですね。

○佐々木議長 決まっていない。みんなの意見聞かなということですよ。

○石川議員 いやいや、準備委員会の中での話ですよ。

○佐々木議長 準備委員会では2つ案が出て、2つの名前が出ると。

○石川議員 いずれにしろ私の意見は、企画に力を、力点を入れるということになれば、町民の意見を十分聴けるような紙面にすれば、面白い紙面になると思えます。

○佐々木議長 そしたら、もう今日はもう意見を聞くだけなんで、決定はまた委員会のほうでいろんな意見を聞かせてもらって、決定したいと思えます。

ほかに御意見ございませんか。

原田議員。

○原田議員 先ほど委員長からもこの名称の件について皆さんの意見を聞きたいということだったんですが、私もこれ見て、議会だよりという名称よりも、この広報広聴常任委員会のほうがええんじゃないかと思う。その中で今論点になっている、広聴を、広報広聴の広聴をどうするかということみたいなんですけど、先ほど嘉喜山議員も言うたように、ほかの町も広報でやっているということは多いみたいなんで、私はもう広報でいいんじゃないかと思えますけどね。

○佐々木議長 この件に関しては、また委員会のほうで十分協議をしていただいて、どういうふうな名前にするか、決定していただきたいと思えます。

今日はあの、皆さんの御意見を聞いていただいて。

ほかに意見ある方ありませんか。

事務局長。

○本多事務局長 すみません。はい、ちょっと2点ほど確認をさせていただきたいと思えます。

石川議員が先ほど言われた、3番と4番は省いたほうがいいんじゃないかというところなんですけど、その3番と4番というのは、議会基本条例を定める議会活動に関することと、そのその他議会が適当と認める事項ということですのでよろしかったでしょうか。

(発言する者あり)

○佐々木議長 事務局長。

○本多事務局長 その他議会が適当と認める事項、これは町民の声となっていますけどもこれが恐らく企画関係の記事じゃないかという気が私はしております。それを省くとなると、掲載事項から除くとなると、現在とか未来の事項について掲載が少なくなるのではないかなとちょっと思ったもので質問させていただきました。

○佐々木議長 石川議員。

○石川議員 (4)の③は残していただけたらいいと思います。

○佐々木議長 よろしいですか。もうこの件はよろしいですかね。
事務局長。

○本多事務局長 先ほどの広聴の部分なんですけど、ちょっと私のほうがちょっと感じたのが、広聴といいますと、いわゆる議会報告会なんかその広聴活動に入るの、所管事務に広報広聴に関することと入れてしまえば、議会報告会等についても、この常任委員会が行うというふうに取り入れかねないというふうにちょっと思ったんですが、その辺りはどんな感じでしょうか。

○佐々木議長 そちら辺は十分協議して決めてください。
よろしいですか。いいですかね。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 それでは、3番を終わりたいと思います。

それでは4番、議員視察研修について、(1)の議員派遣結果報告(案)について、東京、千葉案の了承を、これに目を通していただいていると思うんですけど、どうでしょうか。
嘉喜山議員。

○嘉喜山議員 8ページの中段からちょっと下の保田漁港ばんやのところなんですけど、臭いが気になりましたっていう表現があるんですけど、これってどうなんかなと思ひまして。

○佐々木議長 にいもええにおいと悪いにおいかちょっと分からん。
これはどないなんかな。正直な感想やね。どうしますか。
石川議員。

○石川議員 報告2を出された方に、削除の同意を求めたらどうでしょう。

○佐々木議長 尾崎議員。

○尾崎議員 報告2ですけれども、表現もそれなりに考えなければならぬと思うんですけども、ここは率直な意見として、私はこれでええと考えております。

○佐々木議長 よろしいですか。
それではほかに何かこの案について気づいたことはありませんか。
金繁議員。

○金繁議員 これとその次の四国地区の議長会の研修報告もそうなんですけど、要望的なものが、結構入っているんですよ、複数の議員さんから、私も書いたんですけども、しかもその内容が共通しているの、今後その研修内容を改善して発展させていただくためにも、この要望については、ぜひ議長会のほうに伝えていただけたらと思うんですけども、お願いできますでしょうか。

○佐々木議長 議長会のほうに報告しておきます。
ほかにありませんかね。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ないようですので、報告者は誰にしましょう。また副議長でいいですか。
では副議長よろしくお願ひします。

それから、(2)議員派遣結果報告(案)について、徳島のほうですが、ちょっと目を通してもらったと思うんですけど、何かお気づきの点があれば御意見を伺います。

ありませんかね。

先ほど金繁議員が言われたような意見が、それは議長会のほうに報告しておきますので。
ありませんかね、ほかの方。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 それでは、報告者の決定をいたしたいと思います。

また副議長でいいですか。

よろしくをお願いします。

その他、(5)、事務局何かありませんかね。

事務局長。

○本多事務局長 お知らせをしておきます。

成人式の案内を控室の机の上に置かせていただいております。12月5日までに出欠の連絡を生涯学習課のほうへ報告することになっておりますので、御確認のほうをよろしく願いをいたします。

以上です。

○佐々木議長 以上をもちまして終わりたいと思います。

閉会の挨拶を副議長よろしくをお願いします。

○鷹野副議長 長時間にわたり皆さんお疲れでございました。

以上をもちまして全員協議会を終了いたします。

議長